

令和 7 年度～令和 9 年度

国営施設応急対策事業盛岡南部地区

鹿妻穴堰頭首工改修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

国営施設応急対策事業盛岡南部地区鹿妻穴堰頭首工改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。また、ゲート設備改修工に係る特記及び追加事項は、別添「特別仕様書（施設機械工事編）」によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営盛岡南部土地改良事業計画に基づき、鹿妻穴堰頭首工を改修するものである。

2. 工事場所

岩手県盛岡市上太田穴口地先及び滝沢市大釜沼袋地先

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 一般

河川名：一級河川 北上川水系 雫石川
流域面積：660.0 km²
計画高水量：1,250m³/sec（計画高水位 HWL147.46m）
地質：シルト質礫

(2) 工事概要

堰柱耐震補強工	1 式
堰柱補修工	1 式
魚道補修工	1 式
ブロック積押え盛土工	1 式
扉体塗装工	1 式
ゲート設備改修工	1 式
仮設工	1 式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

かんがい用水の取水、通水及び河川法上の許可条件等に基づき、次のとおり工程を制限する。

- (1) 河川内工事は、10月27日から3月8日までに施工しなければならない。ただし、河川管理者との協議の結果、作業期間等の変更を指示する場合がある。
- (2) 河川区域内工事のうち、次の工種は9月1日～10月26日の施工が可能である。

工種	備考
左岸側伐採	1年目
3号堰柱気中部あと施工せん断補強工 仮設工（吊り足場設置）	1年目
2号堰柱気中部あと施工せん断補強工 内側施工	1年目
1号堰柱気中部あと施工せん断補強工 内側施工	2年目

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 384 日を見込んでいる。なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3. 部分引渡し

本工事対象施設については、工事期毎に工事請負契約書第 34 条で定める部分引渡し（部分使用）を行わなければならない。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－2 により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている 882 日間よりも短い期間工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－2 と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 10 年 1 月 31 日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第 1 章 1－1－10 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第 4 章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、シルト質礫を想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

御所ダム堆積土砂撤去工事（国土交通省所管）（施工期間 令和 7 年 5 月～令和 7 年 12 月）

3. 第三者に対する措置

（1）騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（2）濁水処理対策

1）本工事の施工に伴い発生する汚濁水は沈殿槽を設置し、機械処理沈殿方式により適正な処理を行ったのち、零石川に排水しなければならない。

2）受注者は、濁水処理施設の施工に先立ち、濁水処理計画書等を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、濁水処理施設の規模は、原水処理量で 10m³/h 程度を想定している。

3）処理後の排水基準は、水素イオン濃度（pH）6.5～8.5、水中浮遊物質（SS）日平均 25mg/ℓとする。

4）受注者は、次のとおり水質調査を行わなければならない。ただし、水質の状況によっては、調査項目を変更することがある。

調査項目		調査頻度	備考
pH 値	処理前	濁水処理装置により測定	調査期間は原則として、仮締切工事期間中とする。
	処理後	〃	
SS 値	処理前	濁水処理装置により測定	
	処理後	〃	

5) 測定結果に異常値が出た場合には、その都度監督職員に報告し、その処理について協議しなければならない。

なお、使用量と処分量は実績により変更するため、使用実績を監督職員に報告するものとする。

(3) 保安対策

- 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- 2) 交通誘導警備員の配置人員は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減、又は配置時間の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。なお、施工箇所に配置される作業員は仮置場からの資材等運搬の際は仮置場に一時的に移動し、当該場所での誘導を兼務することとする。

配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無
左岸進入路入口 (滝沢市道沼袋線)	1 名／1 日	昼間	無
左岸進入路 (待避所⑤)	1 名／1 日	昼間	無
右岸進入路入口 (県道 172 号線)	2 名／1 日	昼間	無
右岸仮設ヤード入口 (県道 172 号線)	2 名／1 日	昼間	無

3) 夜間、休日（休工）の保安対策については、工事用信号機、保安灯、反射板などにより、一般交通の安全を確保するものとする。

4) 令和 8 年度及び令和 9 年度の施工に係る交通誘導警備員は計上していないが、変更追加するため、監督職員と協議するものとする。

4. 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第 1 編 1－1－44 に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。なお、本工事は河川法に基づく協議の対象となっているため、別途監督職員が通知する河川管理者からの同意条件を遵守しなければならない。

5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第 1 編 1－1－36 及び 3－2－2 に基づき必要な措置を講じなければならない。なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第 5 章 指定仮設

1. 工事用道路

市道沼袋線（左岸）、県道 172 号線（右岸）を現場搬入道路として利用するものとし、図面に基づき拡幅等を設置しなければならない。なお、25t 吊ラフテレーンクレーンの進入が可能である。

また、一般の通行に支障を来さないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

ただし、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 河川内工事用進入路

左右岸とも河川内への進入のため、図面に基づき工事用進入路を設置しなければならない。なお、25t 吊ラフテレーンクレーンの進入が可能である。

3. 既設橋梁

右岸工事用進入路として利用する鹿妻穴堰頭首工沈砂池取付水路部の既設橋梁部には、図面に基づき敷鉄板を敷設しなければならない。なお、既設橋梁を通行する重機は 20t を超えてはならない。また、一般通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

4. 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

左岸締切内 0m³ 以上 120m³ 未満

右岸締切内 0m³ 以上 120m³ 未満

5. 仮締切工

- (1) 図面に基づき、仮締切工を設置しなければならない。なお、1 年目の左岸施工で使用した耐候性大型土のう、袋詰玉石は、2 年目の右岸施工に流用する計画であるため、袋体等に損傷がある場合は監督職員と協議するものとする。
- (2) 善良な施工のもと、仮締切工の止水処理が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。
- (3) 大雨や洪水等により急激な水位上昇のおそれがある場合は、速やかに作業員及び重機を河川区域外に退避させるものとする。なお、作業時の退避基準については、以下に示すとおりとする。ただし、緊急の場合は、受注者の判断により退避し、作業員の安全を確保しなければならない。なお、仮締切対象流量は、左右岸とも 182.87m³/s である。

1) 洪水時の対策

盛岡地方気象台より、洪水注意報が発令された場合は作業を中止する。また、洪水警報が発令された場合は、作業員及び重機を河川区域外に退避させる。

2) 退避基準

仮締切堤の上流側水位が下表の退避基準水位に達する場合は、作業を中止、速やかに作業員及び重機を河川区域外に退避させるものとする。なお、仮締切堤の下記の水位に浸水センサを設置・検知するものとする。

区分	河川測点	退避基準水位	備考
左岸仮締切時	NO. 11	WL. 143.720m	
右岸仮締切時	NO. 11	WL. 142.608m	

6. 除雪工

仮設ヤード及び工事用道路等における除雪は、降雪深が 10cm に達した場合に行うものとし、実施後においては、速やかに監督職員に除雪の実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を報告するものとする。なお、除雪工は実績により変更する。

7. 建設発生土受入地等

(1) 発生土（搬入）

本工事では、関連工事からの発生土として次の土量の搬入を予定している。

搬入元工事名	搬入期間	搬入量(m ³)	摘要
御所ダム堆積土砂撤去工事 (国土交通省所管)	R7. 10. 2～R7. 11. 9	3,100	
御所ダム堆積土砂撤去工事 (国土交通省所管)	R8. 10. 1～R8. 11. 15	3,200	

(2) 建設発生土受入地

建設発生土受入地の名称、位置及び搬出予定量は次のとおりである。

なお、建設発生土受入地は第 9 章 4 に示す処理施設としているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。また、建設発生土受入地は変更する場合がある。

名 称	地 先 名	搬出予定量
建設発生土受入地	岩手県岩手郡雫石町西根下駒木野 31-5	5,900m ³

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別図に示すとおりである。

- (1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会の上、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等、別紙－3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。
- (5) 工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。なお、使用後の土木シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

2. 工事用地等の使用及び返還

工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員の確認を受けなければならない。

なお、発注者が地権者に返還する際には立会いしなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。また、JIS規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 鋼材

1) せん断補強鉄筋 JIS G 3112 SD345

2) あと施工せん断補強用充填材モルタル

あと施工せん断補強工で使用するモルタルカプセルは、次の性能を有しているものとする。

水セメント比 (%)	ブリーディング率 (%)	膨張収縮率 (%)	施工可能時間 (分)	圧縮強度 (N/mm ²) 20℃水中養生			
				3時間	1日	7日	28日
40±3	0.00	0.00～ 1.00	2～10 (気温20℃)	20 以上	42 以上	58 以上	60 以上

3) 転造ねじ継手用せん断補強鉄筋 JIS G 3112 SD390

4) 転造ねじ JIS G 4053 SNCN447

5) 鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS G 3112 SD295

(2) 目地材

エラストイト t=20mm

(3) 樹脂類

ウィープホール φ50 塩化ビニル製 逆流防止付

(4) 石材

- 1) 栗石 割栗石 詰石用 15～20cm
- 2) 砕石 再生クラッシャラン RC-40
単粒度砕石 5号 20～13mm

(5) その他

1) ひび割れ注工

同工法に使用する材料は、樹脂系ひび割れ注入材とし、以下の品質規格を満足しなければならない。

要求性能項目	品質項目		照査方法	品質規格値 (案)
基本的性能	粘性	粘度又は チキソトロピック係数	JIS K 6833	粘度 1.0Pa・s 以下 チキソトロピック係数 4±1
	可使用性	可使用時間*1	温度上昇法	30 分以上
	耐硬貨収縮性	硬化収縮率	JIS A 6024	3%以下
	付着性	付着強さ	JIS A 6024	6.0N/mm ² 以上
		乾燥面 湿潤面		3.0N/mm ² 以上

*1 機械敷注入工法の場合は、可使用時間の規定は適用しない。

2) 断面修復工、表面被覆工

使用材料は、ポリマーセメントモルタル（繊維入り）とし、以下の品質規格を満足しなければならない。

要求性能項目	品質項目		照査方法	品質規格値 (案)
基本的性能	付着性	付着強さ	JSCE-K 561 (乾燥・ 温冷繰 返し回 数は 10 サイク ル*1)	標準条件 多湿条件 低温条件 水中条件*2 乾燥繰返し条 件 温冷繰返し条 件
				1.5N/mm ² 以上
				1.0N/mm ² 以上
個別的性能	一体化性	圧縮強度	JSCE-K 561 (28 日間養生)	21.0N/mm ² 以上
	寸法安定性	長さ変化率	JIS A 1129*3	0.05%以下
	中性化抑止性	中性化速度	JIS A 1153 (4 週間)	中性化深さ 5mm 以下 中性化速度係数 18mm/ √t (年) 以下*1
	耐摩耗性	摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流 摩耗試験 (案) (材齢 28 日、10 時間経過 後*1)	標準供試体に対する 平均摩耗深さの比が 1.5 以下
	耐凍害性	相対動弾性係数	JIS A 1148 (A 法 300 サイクル)	85%以上

*1 補修の効果が期待される期間を 20 年とした場合の例を示す。右欄に示す規格値(案)も同じ。

*2 JSCE-K 561(水中条件)における、供試体作製後、水中養生を開始するまでの気中養生は、温度 20±2℃、相対湿度 60±10%の状態 で 7 日間行うものとする。また、全試験条件とも試験供試体の被覆厚さは 20mm を標準とする。

*3 ゲージプラグ付き金型に所定の材料をコテで充填し、温度 23±2℃、湿度 50±5%の状態 で 2 日間養生後、型枠を脱型したものを供試体とする。脱型後を基長として、温度 23±2℃、湿度 50±5%の状態 で 28 日後の長さ変化率を測定する。

3) ポリマーセメントモルタル増厚工

使用材料はひび割れ抵抗性に優れた繊維混入セメントモルタル（HPFRCC）とし、以下の品質規格を満たす材料とする。なお、材料性能は、全て公的試験結果（第三機関を含む）で確認する。公的試験で確認できない試験項目がある場合は、事前に試験練りを行い、その性能が満足していることを確認して承諾する。

要求性能項目	品質項目	照査方法	品質規格値（案）
基本的性能	中性化抑止性	JIS A 1153 （4週間）	中性化深さ 5 mm以下 中性化速度係数 18 mm/√年 * ¹ 以下
	付着性	JSCE-K561 （乾湿・温冷 繰返し回数 は 10 サイクル * ¹ ）	標準条件
			多湿条件
			低温条件
			水中条件* ²
			乾湿繰返し条件
			温冷繰返し条件
個別的性能	一体化性	圧縮強度	JSCE-K561（28 日間養）
	寸法安定性	長さ変化率	JIS A 1129* ³
	耐摩耗性	摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 （案） （材齢 28 日間、10 時間経過後* ¹ ）
	耐凍害性	相対動弾性係数	JIS A 1148（A 法 300 サイクル）

*1 補修の効果が期待される期間を 20 年とした場合の例を示す。右欄に示す規格値（案）も同じ。

*2 JSCE-K561（水中条件）における、供試体作製後、水中養生を開始するまでの気中養生は、温度 20±2℃、相対湿度 60±10%の状態 で 7 日間行うものとする。

*3 ゲージプラグ付き金型に所定の材料をコテで充填し、温度 23±2℃、湿度 50±5%の状態 で 2 日間養生後、型枠を脱型したものを試験体とする。脱型後を基長として、温度 23±2℃、湿度 50±5%の状態 で 28 日間後の長さ変化率を測定する。

4) あと施工せん断補強工

削孔の品質管理基準は以下のとおりとする。

管理項目	管理内容	規格値	管理頻度
削孔径	コンベックスによる	設計値±2 mm	全数
削孔長	コンベックスによる	設計値±1/2 D	
削孔位置	コンベックスによる	0 mm<設計値<10mm	
余剰モルタル	目視による	余剰すること （余剰確認後は、ウェス等による拭き取りを行い、コンクリート表面の面位置に合わせる）	

※設計値：削孔径は D13=16φ、D16=22φ、D19=28φ、D22=32φ、D25=36φ、D29=40φ、D32=42φ 削孔長は差込側のコンクリート表面～背面側の主鉄筋中心（2 段筋の場合は、外側主鉄筋中心）である。ただし、背面側の主鉄筋に干渉した場合は、削孔をすみやかに中止し削孔長の計測を行う。

せん断補強筋連結の品質管理基準は以下のとおりとする。

管理項目	管理内容	規格値	管理頻度
転造ねじ継手	目視による	せん断補強筋のねじ切り部が転造ねじ継手内に全て収まっていること	全数

5) ブロックマット t=90mm 以上

6) ブロックマット階段工 B=1600mm

(6) コンクリート

1) コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼 び 強 度 (N/mm ²)	スラブ [°] (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類	使用目的
無筋コンクリート	18	8	40	65 以下	BB	高水敷床版
無筋コンクリート	18	12	25	65 以下	BB	基礎
鉄筋コンクリート	21	12	25	60 以下	BB	L 型擁壁

※ 粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

(7) 耐候性大型土のう

最大充填容量 1 m³ 耐候性 3 年 圧縮耐力 200kN/m²

(8) 袋詰玉石用袋材

直径 1.7m 外周高さ 0.35m 程度 1t 用

(9) 連続箱型鋼製枠

高さ 1.0m 幅 1.0m 全長 10m 程度

(10) 土木シート

ポリプロピレン系織布 980N/5cm

(11) 遮水シート

土木シート（ゴム系シート） t=1 mm

(12) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料の提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
鋼材類	試験成績書、(納品時ミルシート)
エラストイト	カタログ、試験成績書等
ウィープホール	カタログ、製品性能表
石材類	試験成績書、粒度分析表
コンクリート	配合報告書、試験成績書
耐候性大型土のう	カタログ、性能証明書
袋詰玉石	カタログ、性能証明書
連続箱型鋼製枠	カタログ、性能証明書
土木シート	カタログ、試験成績書
遮水シート	カタログ、試験成績書
ひび割れ注入材	カタログ、試験成績書
表面被覆材	カタログ、試験成績書
断面修復材	カタログ、試験成績書
塗膜剥離剤	カタログ等
塗料	カタログ等

電線及び電線管等	カタログ等
アンカーボルト	カタログ、試験成績書等
その他材料（監督職員が指示するもの）	見本又はカタログ

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材料名	検査・試験項目	備考
樹脂系ひび割れ注入材	空袋等数量	施工完了後、空袋等を確認
ポリマーセメントモルタル（繊維入り）		
繊維混入セメントモルタル（HPFRCC）		

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等
石材	割栗石 詰石用 15～20cm 再生クラッシャーラン RC-40 単粒度碎石 5号 20～13mm	盛岡地区
敷鉄板	t=22	金ヶ崎地区

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事の基準点及び水準点は、監督職員が別途指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種		確認内容	時期、頻度 (一般監督)	時期、頻度 (重点監督)	遠隔確認 対象	備 考
土工	掘削	床付け状況、 基準高さ	初期床付け完了段階	同左		
基礎工	L型擁壁 (均しコンクリート)	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	500mにつき1箇所以上、500m未満は2箇所 また、箇所単位のものについては、適宜測定する。		

コンクリート工	左岸高水敷床版、L型擁壁	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	200mにつき1箇所以上、200m未満は2箇所 また、箇所単位のものについては、適宜測定する。		
その他	ひび割れ注入工	長さ、外観	初期施工段階で1箇所	各施工箇所		
	断面修復工	はつりの長さ ・幅及び 厚さ、外観、 鉄筋処理状況	初期施工段階で1箇所	各施工箇所		
	表面被覆工	外観・付着強度、被覆厚さ	初期施工段階で1箇所	各施工箇所		
	あと施工せん断補強工	削孔径、削孔長	初期施工段階で1箇所	各施工箇所		削孔後
		削孔位置	初期施工段階で1箇所	各施工箇所		補強鉄筋挿入後
	ポリマーセメントモルタル増厚工	外観、付着強度、被覆厚さ	初期施工段階で1箇所	各施工箇所		
	ブロックマット工	厚さ	初期施工段階で1箇所 以降、タイプ変更毎に1箇所	3,000㎡につき1箇所以上、3,000㎡未満は2箇所		
		アンカーピン数	設置完了時点で1箇所 抽出箇所1箇所（5m×5m）	1,000㎡につき1箇所以上い、1,000㎡未満は2箇所		
鉄筋組立	L型擁壁、ポリマーセメントモルタル増厚工	かぶり、中心間隔	1スパン目鉄筋組立後以降、構造変更毎に1箇所	5スパンにつき1箇所以上、5スパン未満は2箇所		

2. 中間技術検査

- (1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

3. 再生資材等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシュラン	RC-40	

4. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
汚泥(旧塗膜くず)	いわて県北クリーン(株)	岩手県九戸郡九戸村 大字江刺家第 20 地割 48 番地 34	8:00～ 17:00	中間処理業者
汚泥(濁水処理施設)	(株)東北ターボ工業	岩手県紫波郡矢巾町 広宮沢 1-2-113	8:00～ 17:00	中間処理業者
廃プラ(土木シート等)	(有)長谷川重機 湯沢第二最終処分場	岩手県北上市湯沢 3 地 割 3 番 1 号	8:00～ 17:00	最終処分業者
廃プラ(水密ゴム)	(有)長谷川重機 湯沢第二最終処分場	岩手県北上市湯沢 3 地 割 3 番 1 号	8:00～ 17:00	最終処分業者
無筋コンクリート	(有)松原工業 中間処理場 (I.S リサイクルセンター)	岩手県岩手郡雫石町 長山小松坂 71-4、他	8:00～ 17:00	再資源化施設 業者
鉄筋コンクリート	岩井建設(株)	岩手県岩手郡雫石町 御明神籬野 405, 406-1	8:00～ 17:00	再資源化施設 業者
木くず(伐根・枝葉)	(株)佐藤興産 ECO センター	岩手県盛岡市乙部 5-320-1	8:00～ 17:00	中間処理業者
建設発生土	雫石砂利工業(株)	岩手県岩手郡雫石町 西根下駒木野 31-5	8:00～ 17:00	最終処分業者

5. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程 ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

6. 土木工事

(1) 土工

1) 伐開工

①伐開区分は、伐開Ⅰとする。

②伐開は、図面に示す範囲とする。

2) 掘削

①表土剥ぎ

耕地の表土の剥ぎ取り厚さは、20cm 程度とし、表土の仮置きに当たっては、他の土砂が混入しないようにしなければならない。

なお、表土の剥ぎ取りに先立ち監督職員、地権者等の立会のもと、表土の厚さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

②掘削

ア) 掘削土は、埋戻に流用するもののほか全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。

イ) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

ウ) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれがある場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

③埋戻及び盛土

ア) 洪水吐 3 号堰柱及びブロック積押え盛土の埋戻しは一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、締固め度 90%以上となるよう締固めなければならない。

イ) L 型擁壁部、ブロックマット部の埋戻に当たっては、機械による締固めが不可能な箇所は、突き棒等により入念に施工しなければならない。

(2) コンクリート工

左岸高水敷床版コンクリートの打設に当たっては、施工に先立ち展開図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 擁壁工

水抜穴は、ウィープホール (φ50) を、2 m²当たり 1 箇所設置しなければならない。

7. コンクリート補修・補強工

(1) 準備工

堰柱間の底版上に堆積している汚泥やゴミ等をスコップ等により除去し、適切に処分するものとする。なお、処分費用については、実績による変更を行うため、数量等を監督職員に報告するものとする。

(2) 試験施工

下地処理工の着手に当たっては、事前に洗浄水压及び洗浄後の既設堰柱躯体の付着強度と摩耗 (凹凸) 量を把握するための試験施工を行い、その結果を監督職員に報告しなければならない。なお、位置と調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

項目	下地処理	下地処理後	
		摩耗 (凹凸) 量調査	付着強度試験
試験位置	補修箇所 1 地点	同左	同左
施工場所 (1 地点当たり)	各堰柱左右 1 箇所 魚道側壁底版 1 箇所	同左	同左
施工範囲 (1 箇所当たり)	1.0m×1.0m	0.3m×0.3m	3 個
調査方法	1 箇所毎に噴射圧力を 3 ケース調査 (堰柱全 6 調査) (魚道全 9 調査)	測線間隔 6cm 格子毎に凹凸量を測定	単軸引張試験 噴射圧力 1 ケース毎に、堰柱左右の全 2 箇所、魚道側壁底版の全 3 箇所について、それぞれ 3 個の単軸引張試験
試験の規格値	—	—	堰柱：個々の値が 1.0N/mm ² 以上

(3) 下地処理工

標準洗浄圧は 30MPa を想定しているが、高圧・超高圧洗浄機等の使用に先立ち、試験施工を行い、第 8 章 1. (5) に示す付着強度を満足する水压を確認し監督職員に報告しなければならない。

(4) 補修範囲の確認

下地処理後、目視により補修範囲を確認し、新たなひび割れ、侵入水、剥離等の劣化を確認

した場合は、図面に追補するとともに写真等を記録するものとする。また、併せて、監督職員立会の上、補修の対象とするか否かについて協議するものとする。

(5) ひび割れ注入工

- 1) ひび割れ部のコンクリート表面をワイヤブラシ等で清掃し、50mm 程度の幅でレイタンスや塵芥を除去の上、シーリングする。注入は低圧かつ低速で注入し、養生後はディスクサンダー等で表面を平滑に仕上げるものとする。
- 2) 日平均気温が 4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、注入作業等において、温度管理及び養生を行い、注入材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(6) 断面修復工

- 1) 堰柱洗浄工の高圧洗浄の他、ピック、コンクリートブレーカ等を用いて脆弱部を除去するものとする。
- 2) 鉄筋が露出している場合は、コンクリートブレーカー等を用いて、鉄筋背面まではつり、ワイヤブラシ等で入念に錆落としを行った上で清掃し、鉄筋に防錆材を塗布するものとする。
- 3) プライマーは、塗に残しが無いよう隅角部まで入念に塗布するものとする。なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。
- 4) 断面修復材は金ゴテ等により平滑に仕上げるものとする。なお、修復厚が 3 cm 以上ある場合は、1 層を 3 cm 以内とし複数層に分けて、施工しなければならない。
- 5) 日平均気温が 4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、断面修復作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(7) 表面被覆工

1) 表面被覆材の配合等

使用する被覆材の配合については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

プライマーを用いる場合は、ローラー、刷毛、吹付け機械等を用い、既設コンクリート表面の乾燥状態などあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。

なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。

2) 不陸調整

不陸(凹凸)の調整は、表面被覆工に使用する材料で本施工と一体的に行うものとする。

3) 被覆工

ローラー、金ゴテ又は吹付け機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布するものとする。

上記の作業において、打継ぎ目プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打継有効時間内に終了させなければならない。

なお、被覆材が目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

4) 表面仕上げ

養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラのないよう金ゴテ等により平坦に仕上げるものとする。

5) 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないように、必要に応じてシート等により養生を行わなければならない。

なお、日平均気温が 4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(8) あと施工せん断補強工

- 1) せん断補強鉄筋挿入工は、建設技術審査証明書（（一財）土木研究センター）を取得した工法で行わなければならない。
- 2) せん断補強鉄筋挿入工の施工前に鉄筋探査を実施し、既設構造物の配筋状態を確認の上、調査結果を監督職員に報告するものとする。
- 3) 削孔によるコンクリート粉塵等は飛散しないよう注意して施工しなければならない。
- 4) せん断補強鉄筋を既設コンクリート躯体に定着させるために充填する材料は、削孔断面を

完全に充填でき、かつ充填後の長期耐久性が満足されるものでなければならない。また、打設箇所の表面は金コテ等により平滑に仕上げるものとする。

5) 削孔及び打設作業においては、既設構造物に損傷を与えることのないよう注意して施工しなければならない。なお、受注者の不注意等により、既設構造物に損傷等が生じた場合は、受注者の責任において補修等を実施しなければならない。なお、その場合の補修方法等については事前に監督職員の承諾を受けるものとする。

6) 削孔中にドリルビットが既設鉄筋に干渉した場合は、直ちに削孔を中止し、再削孔及び削孔した孔の補修の方法について監督職員と協議するものとする。

(9) ポリマーセメントモルタル増厚工

1) 既設コンクリート面の油脂等の汚れや脆弱層を下地処理により十分に取り除くものとする。

2) コンクリートの削孔径は、 ϕ (補強鉄筋径)+10mm とする。また、削孔長は 20ϕ +10mm とし、鉄筋探査機等で十分に調査した後、削孔を行うものとする。

3) 既設コンクリートと補強主鉄筋の間にできる限り隙間が生じないよう取付け専用金具と固定アンカーで堅固に取付けるものとする。

4) 対象構造物が十分な強度を得られるように、配力筋はラップ長 10ϕ (鉄筋径) でフレア溶接を行うものとする。

5) 繊維混入セメントモルタルを吹き付ける場合は、一層目は補強材表面まで吹付け、モルタル表面の平滑化を図るものとする。

6) 施工時は、施工箇所に設置した温度計で温度管理を行い、冬期は日平均気温が 4°C 以上であることを確認し施工するものとする。この温度をはずれる場合には適切な養生を行わなければならない。

8. 耕地復旧

工事用地等の原形復旧は、次により行わなければならない。

(1) 水田部

表土を埋戻し、農用トラクタ等により3回掛けの耕起を行い、均平に仕上げなければならない。

(2) 畑地部

基盤復旧後に表土を埋戻し、農用トラクタ等により3回掛けの耕起を行わなければならない。

9. 土砂災害警戒区域等における安全対策

本工事の右岸仮設ヤード進入路が、土石流が到達するおそれのある工事現場であるため、工事の実施に際し、その危険性を十分に認識し、工事現場上流域の危険特性・気象特性等及び作業内容に応じた安全対策を実施しなければならない。

実施する安全対策は、監督職員と協議して決定するものとする。

10. 扉体塗装

(1) 一般事項

1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色は淡彩色系とする。なお、電気盤の塗装色は、5 Y 7 / 1 とする。

2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

3) 現場塗装塗替については、旧塗膜に鉛を含有していることから、塗装に関する施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得てから施工を行うものとする。

(2) 施工方法

1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、層ごとに色分けを行い施工するものとする。

2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。

3) 塗装塗替については、防護工を設置して施工するものとする。なお、既設塗膜は鉛を含有していることから、ケレン等の粉塵が作業区域外に被災しないように対策を行うものとする。

- 4) 鋼材の著しい腐食及び孔食により塗替塗装が困難な場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

(3) 塗装仕様

1) 扉体（外面、内面）、戸当り、スクリーン

施工場所	工 程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法
現場	素地調整	2種ケレン			
	1次プライマー	エポキシジンクリッチプライマー	15 μ m	最終層 赤系	エアレス スプレー
	第1層	変性エポキシ樹脂塗料	100 μ m		
	第2層	変性エポキシ樹脂塗料	100 μ m		
	第3層	変性エポキシ樹脂塗料	100 μ m		

2) 開閉装置（屋内）

施工場所	工 程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法
現場	素地調整	2種ケレン			
	1次プライマー	長曝形エッチングプライマー	15 μ m	最終層 赤系	エアレス スプレー
	第1層	鉛・クロムフリー錆止め塗料	35 μ m		
	第2層	鉛・クロムフリー錆止め塗料	35 μ m		
	第3層	環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料中塗り	30 μ m		
	第4層	環境対応型長油性フタル酸樹脂塗料上塗り	25 μ m		

3) 開閉装置（屋外）

施工場所	工 程	塗料等	標準膜厚	塗色	塗装方法
現場	素地調整	2種ケレン			
	1次プライマー	エポキシジンクリッチプライマー	15 μ m	最終層 赤系	エアレス スプレー
	第1層	弱溶剤形変形エポキシ樹脂塗料下塗り（大気部用）	80 μ m		
	第2層	弱溶剤形変形エポキシ樹脂塗料下塗り（大気部用）	80 μ m		
	第3層	弱溶剤形変形エポキシ樹脂塗料中塗り	40 μ m		
	第4層	弱溶剤形変形エポキシ樹脂塗料上塗り	30 μ m		

(4) 素地調整

- 素地調整の作業内容は、塗装隔離剤の塗布、養生、塗膜剥離、塗膜剥離材の集積・現場内運搬、仕上げ素地調整とする。
- 塗膜剥離剤の使用に当たっては、「土木構造物用塗膜剥離ガイドライン（案）」に基づき施工するものとする。
- 塗膜剥離の施工方法は、以下のとおりとする。
 - ① 塗膜剥離剤は、1回塗布とする。
 - ② 1回当たりの剥離剤塗布量は、1.0kg/m²とする。
 - ③ 1回当たりの養生時間は、24時間とする。
- 塗膜剥離については、塗布量、塗り回数等を決定するための試験施工を行うものとする。試験施工の結果、施工方法の変更が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。
- 試験施工については、試験方法等を記載した実施計画書を監督職員に提出し、承諾を受けた後に行うものとする。試験施工に要する費用は契約変更の対象とする。

(5) 旧塗膜仕様

- 1) 扉体（外面）、戸当り、スクリーン

工 程	塗料等	標準膜厚
第 1 層	タールエポキシ樹脂塗料（1 種）	80 μ m
第 2 層	タールエポキシ樹脂塗料（1 種）	80 μ m
第 3 層	タールエポキシ樹脂塗料（1 種）	80 μ m
計		240 μ m

2) 扉体（内面）

工 程	塗料等	標準膜厚
第 1 層	エポキシ樹脂系塗料	60 μ m
第 2 層	エポキシ樹脂系塗料	60 μ m
第 3 層	エポキシ樹脂系塗料	30 μ m
第 4 層	エポキシ樹脂系塗料	30 μ m
計		180 μ m

3) 開閉装置

工 程	塗料等	標準膜厚
第 1 層	鉛系錆止めペイント 1 種	35 μ m
第 2 層	鉛系錆止めペイント 1 種	35 μ m
第 3 層	合成樹脂調合ペイント 2 種 中塗	25 μ m
第 4 層	合成樹脂調合ペイント 2 種 上塗	25 μ m
計		120 μ m

(6) その他

素地調整時に発生する旧塗膜くずについては、産業廃棄物として適切に処分するものとする。

なお、処理施設への搬出に当たり、塗膜溶出試験が必要となった場合は監督職員と協議するものとし、試験費用は設計変更の対象とする。

11. 祠及び石碑の撤去・復旧工

祠及び石碑の撤去・復旧工に当たっては、損傷を与えないよう丁寧に撤去するものとし、復旧するまでの間、受注者の責において適正に保管するものとする。保管場所については右岸仮設ヤードとする。

第 10 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。なお、コンクリート補修工の施工管理については、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】」を適用する。

(1) 直接測定による出来形管理

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定頻度
下地処理工	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね 50～100m ごとに 1 箇所の割合で処理面を目視確認する。50m 未満は 2 箇所確認する。
ひび割れ注入工	延長	- 0 mm	各補修箇所とする。
	注入量	設計量以上	注入総量を確認する。

表面被覆工 ポリマーセメント モルタル増厚工	被覆厚さ	基準値：側壁 +3 mm、-0 mm 底版 +7 mm、-0 mm 規格値：側壁 -0 mm 底版 -0 mm	施工延長概ね 50m ごとに 1 箇所の割合で測定する。1 箇所につき左右側壁及び底版の 3 点を測定する。
	外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。	施工延長概ね 50～100m 毎に 1 箇所の割合で被覆面を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。
断面修復工	長さ	基準値：-0 mm 規格値：-0 mm	各補修箇所とする。
	幅	基準値：-0 mm 規格値：-0 mm	各補修箇所とする。
	厚さ	基準値：-0 mm 規格値：-0 mm	各補修箇所とし、1 箇所につき 4 点測定する。 但し、小規模補修（概ね 1 m ² 未満）は 1 点測定する。
	外観	施工面に浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	各補修箇所を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	各施工面積について展開図又はその他の方法により測定（求積）する。

（２）撮影記録による出来形管理

工種	撮影基準	撮影箇所
下地処理工	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値（左右側壁及び底版）を撮影。
ひび割れ注入工	施工延長概ね 50m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、補修箇所の延長を撮影する。
	全 1 回	材料総使用量
表面被覆工 ポリマーセメントモルタル工	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁及び底版において、被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値を撮影する。
	全 1 回	材料の総使用量

断面修復工	施工延長概ね 50～100m につき 1 箇所割合で撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法面積測定状況を撮影する。
	全 1 回	材料総使用量
	鉄筋処理：施工延長概ね 50m につき 1 箇所割合で撮影する。	施工状況、使用機械、補修箇所 の延長を撮影する。

(3) その他の品質管理

工種	試験（測定）項目	試験方法	規格値	試験（測定）基準
下地処理	付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が 1.0N/mm ² 以上 底版：3 個の平均 値は 1.0N/mm ² 以上、かつ個々の試験値は 0.85N/mm ² 以上	下地処理後 500 m ² 毎に 3 箇所（左右側壁及び底版）、1 箇所当たりの試験数は 3 個
表面被覆工 ポリマーセメントモルタル 増厚工	圧縮強度（材齢 28 日）	JSCE-K561	21.0N/mm ² 以上	① 供試体の作製：表面被覆工 施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ② 試験頻度：500 m ² 毎に 1 回 ③ 供試体：円柱 供試体（φ 50mm × 100mm）を 1 回につき 3 本採取 作成 1 日後に脱型し、材齢 28 日まで 20℃ ± 2℃ の水中養生
	付着強度	単軸引張試験	側壁：個々の値が 1.0N/mm ² 以上 底版：3 個の平均 値は 1.0N/mm ² 以上、かつ個々の値は 0.85N/mm ² 以上	表面被覆後 500 m ² 毎に 3 箇所（左右側壁。底版）、1 箇所当たりの試験数 3 個

断面修復工	圧縮強度（材齢 28 日）	JSCE-K561	21.0N/mm ² 以上	断面修復時 ① 供試体の作製：断面修復工 施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ② 試験頻度：施工延長概ね 50～100m に 1 回 ③ 供試体：円柱供試体（φ 50mm×100mm）を 1 回につき 3 本採取 作成 1 日後に脱型し、材齢 28 日まで 20℃±2℃ の水中養生
-------	---------------	-----------	--------------------------	---

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施行管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取り扱い

1) 受注者は、（１）の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

2) 本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施行管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」にするものとする。なお、上記 1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す、黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL(<https://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index-digital.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別途提示する「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 11 章 情報化施工技術の活用について

1. 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、土工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て及び一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。

2. 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

3. 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

4. 貸与資料

基本設計データ及び 3 次元設計データの作成に必要な貸与資料は以下のとおりである。このほか、必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

(1) 資料名

- 1) 令和 2 年度 国営施設応急対策事業盛岡南部地区
鹿妻穴堰頭首工実施設計業務報告書
- 2) 令和 4 年度 国営施設応急対策事業盛岡南部地区
鹿妻穴堰頭首工補足設計等業務報告書
- 3) 令和 5 年度 国営施設応急対策事業盛岡南部地区
鹿妻穴堰頭首工河川協議資料作成等業務報告書

4) 図面の CAD データ

- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

5. 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。

6. 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。

7. 情報化施工技術の活用に必要な費用

- (1) 情報化施工技術の活用に必要な費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。
- (2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

第12章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。

ただし、異常出水については、本工事仮締切計画流量を182.87m³/sと想定しており、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

第13章 条件変更の補足説明

1. 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、軽微な物については、協議の上、契約変更しない場合もある。

- (1) 土質
- (2) 排水量・湧水量
- (3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現
- (4) 第三者との協議結果により変更が生じた場合
- (5) 河川高が異なった場合
- (6) 搬入予定の御所ダム堆砂除去土砂の土質及び土壌成分
- (7) 既設の構造が異なった場合。
- (8) 洪水等の天災に伴って事前に措置を講ずる必要があった場合
- (9) 関連工事及び関係機関等との調整に係るもの
- (10) 歩掛調査、諸経費動向調査等を追加する場合

2. 以下の工種については令和9年度予算が成立し示達がなされた場合に、変更追加を予定している。

- (1) 左岸仮設ヤード撤去工
- (2) 左岸市道進入路撤去工
- (3) 左岸復旧工（ヤード、進入路部）
- (4) 洪水吐1号ゲート開閉装置の分解整備・塗装
- (5) 交通誘導警備
- (6) 除雪工
- (7) 建設発生土処分（3期分）
- (8) 産業廃棄物処分（廃プラ）（3期分）
- (9) 建築工事（管理棟屋上防水補修）
- (10) 照明設備
- (11) 試運転調整

第14章 その他

1. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用

いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

（２）受発注者間で作成の上合意して単価合意書は、公表するものとする。

２．契約後 V E 提案

（１）定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

（２）VE 提案の意義及び範囲

１）VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

２）ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（３）VE 提案書の提出

１）受注者は、（２）の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書 様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

②VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

２）発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

３）受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

４）VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

（４）VE 提案の適否等

１）発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6－5）により通知するものとする。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

２）また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

３）VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

４）発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

５）発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

６）前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

７）VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

８）発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6）の VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著

しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

3. 電子納品

(1) 工事完成図書を、共通仕様書第 1 章 1-1-39 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

・ 工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-R 又は BD-R) 正副 2 部

4. 主任技術者等の専任期間

(1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

(2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

(3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日には、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

(4) 農業用水のかんがい期及び河川の出水期（4 月 21 日～8 月 31 日）の期間であって、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅

速な解決に向けて、現場代理人、受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）、関係課職員、事務所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（５）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

（６）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式 42）に記録し、相互に確認するものとする

6. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

（１）施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難にある内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行が出来ない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案（施工計画書）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

（２）工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認できない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

（３）工事完成検査段階

工事完成検査時には、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

7. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

（１）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

（２）用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

（３）受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

（４）気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結

果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$$

※補正係数：1.2

8. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の（ア）～（サ）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、（シ）～（チ）については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （ア）洋式（洋風）便器
- （イ）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （ウ）臭い逆流防止機能
- （エ）容易に開かない施錠機能
- （オ）照明設備
- （カ）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （キ）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （ク）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （ケ）サニタリーボックス
- （コ）鏡と手洗器
- （サ）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （シ）便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （ス）擬音装置（機能を含む）
- （セ）着替え台
- （ソ）臭気対策機能の多重化
- （タ）室内温度の調整が可能な設備
- （チ）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（ア）～（カ）及び【付属品として備えるもの】（キ）～（チ）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから 1 内容以上選択し合計 5 つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容

に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 以下の表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	ア 用水・電力等の供給設備 イ 緑化・花壇 ウ ライトアップ施設 エ 見学路及び椅子の設置 オ 昇降設備の充実 カ 環境負荷の低減
営繕関係	ア 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置含む） イ 労働宿舍の快適化 ウ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） エ 現場休憩所の快適化 オ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	ア 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） イ 盗難防止対策（警報機等）
地域連携	ア 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） イ 完成予想図 ウ 工法説明図 エ 工事工程表 オ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） カ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） キ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ク パンフレット・工法説明ビデオ ケ 社会貢献

10. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において年末年始を挟む工事では、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中断している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等。現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週

休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

- ② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休 2 日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から②の記録資料等の定時を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休 2 日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

①補正係数

	週単位の週休 2 日 〔 現場閉所 1 週間に 2 日以上 〕	月単位の週休 2 日 〔 現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上 〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

②補正方法

当初積算において月単位の週休 2 日の達成を前提条件とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休 2 日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休 2 日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休 2 日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成 15 年 2 月 19 日付け 12 地第 759 号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙 8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数 10 点を減ずるものとする。

- (6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		月単位
鉄筋工		1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00
	撤去	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01

11. 週休 2 日制の促進

本工事は、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

12. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終清算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費 ：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「計画書」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「変更計画書」という。）を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4) 証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

13. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみ適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人口積算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

14. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
運搬費：建設機械の運搬費
準備費：伐開・除根・除草費
- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。

- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

15. 建設キャリアアップシステムの活用

- (1) 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUS に本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評定を実施する試行工事である。
- (2) 受注者は、CCUS に本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
- (3) 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
- ・下請企業： 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 5 項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が 2 週間以内の企業を除く。
 - ・技能者： 下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が 2 週間以内の者を除く。
 - ・CCUS 登録事業者： 下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録する CCUS の利用者をいう。
 - ・CCUS 登録技能者： 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積する CCUS の利用者をいう。
 - ・登録事業者率： $\text{CCUS 登録事業者の数} / \text{下請企業の数}$
 - ・登録技能者率： $\text{CCUS 登録技能者の数} / \text{技能者の数}$
 - ・就業履歴蓄積率： 建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数 / 工事現場へ入場した技能者の数
 - ・平均登録事業者率： (4) に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・平均登録技能者率： (4) に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・平均就業履歴蓄積率： (4) に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
- (4) 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降 3 ヶ月に 1 回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUS の改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。
- (5) 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率 70%以上、平均登録技能者率 60%以上及び平均就業履歴蓄積率 30%以上（以下「最低基準」と総称する。）を全て達成するものとし、最低基準が未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。また、発注者は、工事成績評定実施要領の別紙－1－1における考查項目（以下「考查項目」という。）「7. 法令順守等」において 1 点減点を行う。
- (6) 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率 90%以上、平均登録技能者率 80%以上及び平均就業履歴蓄積率 50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、考查項目「5. 創意工夫」の「その他」において 1 点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は、発注者は、考查項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に 1 点加点を行う。
- (7) モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者が CCUS の活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

16. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

17. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

- (2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評価別紙7に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大7.5点を加点点評価する。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。

[事務所長]

- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名又は長期に渡って雇用した。
- ☐ 令和6年9月20日からの大雨の被災地域における被災農林漁家を複数名、長期に渡って雇用した。

18. 部分払いについて

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙ー4「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第15章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－１

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 本体土工				
(1) 洪水吐3号堰柱補強工(土工)				
床掘	礫質土	式	1.000	
埋戻し	礫質土	式	1.000	
2. 構造物等撤去工				
(1) 左岸撤去工				
法面整形	河川内進入路	m ²	64.000	
3号堰柱コンクリート床版撤去	無筋コンクリート, 取壊し	m ³	147.000	
(2) 右岸撤去工				
ガードレール撤去工	再利用, 土中式, レール+支柱撤去	m	13.000	
縦格子フェンス撤去工	再利用, H=1.1, 支柱ボルト外し	m	13.000	
祠撤去工	再利用, 0.44t, H850×W300mm	箇所	1.000	
石碑撤去工	再利用, 0.19t, 厚200mm	箇所	1.000	
ネットフェンス撤去工	再利用, H=1.5m (忍び返し付), アンカーブロック	m	10.000	
三角石撤去工	構造物取壊し	m ³	0.800	
掘削工	砂質土, 盛土撤去及び斜面拡幅	式	1.000	
縁石撤去工	境界ブロック取外し, 再利用	m	26.000	
床掘	砂質土, 門扉・旧門扉柱撤去	式	1.000	
埋戻し	砂質土, 門扉・旧門扉柱撤去	式	1.000	
構造物取壊し	無筋, 旧門扉柱撤去	m ³	0.100	
構造物取壊し	鉄筋, 旧門扉柱撤去	m ³	0.500	
花崗岩撤去工	旧門扉上部550×550×85mm	箇所	1.000	
産業廃棄物処分	無筋コンクリート殻(左右岸分)	m ³	149.000	
産業廃棄物処分	鉄筋コンクリート殻(左右岸分)	m ³	0.500	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
3. 構造物等復旧工				
(1) 左岸復旧工	高水敷床版			
コンクリート工	無筋, 18N-8-40BB	m3	147.000	
型枠		式	1.000	
目地板取付	厚20cm, エラストイト, 瀝青質版	m ²	83.000	
(2) 右岸復旧工				
整地 (敷均し)	仮設ヤード	m3	2,294.000	
ガードレール復旧工	土中式, 塗装品C-4E	m	13.000	
通信線地中線布設土工	床掘, 埋戻し	式	1.000	
埋設標識シート敷設	W300×2倍	m	17.000	
縦格子フェンス復旧工	H=1.1m, 支柱ボルト締め	m	13.000	
祠復旧工	0.44t, H850×W300mm	箇所	1.000	
石碑復旧工	0.19t, H700×L450×W200mm	箇所	1.000	
ネットフェンス復旧工	H=1.5m(忍び返し付)	m	10.000	
コンクリート工	三角石復旧, 18-12-25BB, 特殊養生	m3	0.800	
型枠		式	1.000	
盛土工	砂質土, 盛土復旧・斜面拡幅撤去	式	1.000	
縁石復旧工	再利用, 規格A種(150/170×200×600)	m	26.000	
床掘	砂質土, B4.0m×H1.2m, 門扉復旧	式	1.000	
埋戻し	砂質土, B4.0m×H1.2m, 門扉復旧	式	1.000	
4. 堰柱補修補強工				
(1) 洪水吐3号堰柱補強工(1期)				
下地処理工	高圧洗浄30MPa	m ²	216.000	
コンクリート削孔・定着工(配力筋)	D29(φ39×L445mm)	孔	309.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
コンクリート削孔・定着工(配力筋)	D19(φ29×L295mm)	孔	42.000	
コンクリート削孔・定着工(配力筋)	D16(φ26×L250mm)	孔	20.000	
コンクリート削孔・定着工(主筋)	D35(φ45×L710mm)	孔	123.000	
鉄筋工	SD345, D29	ton	5.049	
鉄筋工	SD345, D19	ton	1.106	
鉄筋工	SD345, D16	ton	0.311	
鉄筋工	SD345, D35	ton	5.691	
補強主鉄筋固定工		箇所	384.000	
補強材取付工(配力筋)	フレア溶接, 鉄筋継手D29	箇所	207.000	
補強材取付工(配力筋)	フレア溶接, 鉄筋継手D19	箇所	63.000	
補強材取付工(配力筋)	フレア溶接, 鉄筋継手D16	箇所	30.000	
吹付け増厚工	繊維混入セメントモルタル (HPFRCC), t=88mm	m ²	220.000	
あと施工せん断補強工	D16×削孔長2400mm	本	16.000	
あと施工せん断補強工	D19×削孔長650mm	本	12.000	
あと施工せん断補強工	D19×削孔長2400mm	本	6.000	
あと施工せん断補強工	D19×削孔長3600mm	本	16.000	
あと施工せん断補強工	D22×削孔長500mm	本	7.000	
あと施工せん断補強工	D22×削孔長750mm	本	7.000	
あと施工せん断補強工	D22×削孔長3600mm	本	7.000	
(2)洪水吐2号堰柱補強工(1期)				
下地処理工	高圧洗浄30MPa	m ²	188.000	
コンクリート削孔・定着工(配力筋)	D25(φ35×L385mm)	孔	64.000	
コンクリート削孔・定着工(配力筋)	D19(φ29×L295mm)	孔	40.000	
コンクリート削孔・定着工(配力筋)	D13(φ23×L205mm)	孔	20.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
コンクリート削孔・定着工(主筋)	D32 (φ 42×L650mm)	孔	88.000	
鉄筋工	SD345, D25	ton	1.607	
鉄筋工	SD345, D19	ton	0.486	
鉄筋工	SD345, D13	ton	0.088	
鉄筋工	SD345, D32	ton	4.203	
補強主鉄筋固定工		箇所	353.000	
補強材取付工 (配力筋)	フレア溶接, 鉄筋継手D25	箇所	56.000	
補強材取付工 (配力筋)	フレア溶接, 鉄筋継手D19	箇所	35.000	
補強材取付工 (配力筋)	フレア溶接, 鉄筋継手D13	箇所	15.000	
吹付け増厚工	繊維混入セメントモルタル (HPFRCC), t=79mm	m ²	190.000	
あと施工せん断補強工	D16×削孔長500mm	本	14.000	
あと施工せん断補強工	D16×削孔長650mm	本	12.000	
あと施工せん断補強工	D16×削孔長750mm	本	14.000	
あと施工せん断補強工	D16×削孔長2400mm	本	22.000	
あと施工せん断補強工	D19×削孔長3600mm	本	16.000	
(3)洪水吐1号堰柱補強工(2期)				
下地処理工	高圧洗浄30MPa	m ²	205.000	
コンクリート削孔・定着工(配力筋)	D25 (φ 35×L385mm)	孔	256.000	
コンクリート削孔・定着工(配力筋)	D19 (φ 29×L295mm)	孔	76.000	
コンクリート削孔・定着工(配力筋)	D13 (φ 23×L205mm)	孔	40.000	
コンクリート削孔・定着工(主筋)	D35 (φ 45×L710mm)	孔	108.000	
鉄筋工	SD345, D25	ton	3.595	
鉄筋工	SD345, D19	ton	0.974	
鉄筋工	SD345, D13	ton	0.176	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鉄筋工	SD345, D35	ton	5.621	
補強主鉄筋固定工		箇所	385.000	
補強材取付工（配力筋）	フレア溶接, 鉄筋継手D25	箇所	136.000	
補強材取付工（配力筋）	フレア溶接, 鉄筋継手D19	箇所	67.000	
補強材取付工（配力筋）	フレア溶接, 鉄筋継手D13	箇所	30.000	
吹付け増厚工	繊維混入セメントモルタル (HPFRCC), t=83mm	m ²	210.000	
あと施工せん断補強工	D16×削孔長500mm	本	7.000	
あと施工せん断補強工	D16×削孔長650mm	本	12.000	
あと施工せん断補強工	D16×削孔長750mm	本	7.000	
あと施工せん断補強工	D16×削孔長2400mm	本	22.000	
あと施工せん断補強工	D16×削孔長3600mm	本	7.000	
あと施工せん断補強工	D19×削孔長3600mm	本	16.000	
(4) 土砂吐堰柱補強工(2期)				
下地処理工	高压洗浄30MPa	m ²	193.000	
コンクリート削孔・定着工(配力筋)	D16(φ26×L250mm)	孔	95.000	
コンクリート削孔・定着工(配力筋)	D13(φ23×L205mm)	孔	50.000	
コンクリート削孔・定着工(主筋)	D19(φ29×L390mm)	孔	114.000	
コンクリート削孔・定着工(主筋)	D13(φ23×L270mm)	孔	21.000	
鉄筋工	SD345, D19, 魚道側壁部含む	ton	1.335	
鉄筋工	SD345, D16, 魚道側壁部含む	ton	0.610	
鉄筋工	SD345, D13	ton	0.350	
補強主鉄筋固定工		箇所	347.000	
補強材取付工（配力筋）	フレア溶接, 鉄筋継手D16	箇所	62.000	
補強材取付工（配力筋）	フレア溶接, 鉄筋継手D16	箇所	45.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
吹付け増厚工	繊維混入セメントモルタル (HPFRCC), t=54mm	m ²	190.000	
あと施工せん断補強工	D16×削孔長1000mm	本	50.000	
(5)土砂吐堰柱補修工(2期)				
ひび割れ補修工法	低圧注入工法	m	5.000	
断面修復工(左官)	d=30mm, ポリマーセメントモルタル(繊維入り)	m ²	1.000	
5. 魚道補修工				
(1)表面被覆工				
下地処理工	高圧洗浄30MPa	m ²	213.000	
表面被覆工(吹付)	ポリマーセメントモルタル(繊維入り)	m ²	213.000	
(2)断面修復工				
断面修復工(左官)	t=30mm, ポリマーセメントモルタル(繊維入り)	m ²	5.000	
6. ブロック積押え盛土工				
(1)土工				
掘削	礫質土	m ³	14.000	
埋戻	礫質土	式	1.000	
基面整正	礫質土	m ²	20.000	
整形工(人力荒仕上げ)	礫質土	m ²	4.000	
既設ブロック積押え盛土工	砂質土	m ³	144.000	
掘削	ブロックマット部, 礫質土	m ³	7.000	
埋戻	ブロックマット部, 礫質土	式	1.000	
盛土法面整形	ブロックマット部, 締固め有り	m ²	63.000	
(2)L型擁壁				
基礎砕石	RC-40, t=15cm	m ²	20.000	
コンクリート工	18N-12-25BB	m ³	0.900	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
型枠		式	1.000	
コンクリート工	21N-12-25BB	m3	7.600	
型枠		式	1.000	
鉄筋工	SD345, D13	ton	0.130	
鉄筋工	SD345, D16	ton	0.240	
足場工	枠組	式	1.000	
サイドドレーン工	300×300, 単粒度碎石5号 (粒径20～13mm)	m	8.100	
ウィープホール取付	側壁用, 径50mm, 長201～ 300mm	箇所	7.000	
(3)ブロックマット工				
ブロックマット敷設	ブロックマット長6.0m(L6.140m)	m ²	79.000	
ブロックマット敷設	ブロックマット長5.0m(L4.539m)	m ²	7.000	
ブロックマット敷設	ブロックマット長3.0m(L3.024m)	m ²	36.000	
ブロックマット敷設	ブロックマット長1.0m(L1.068m)	m ²	3.000	
ブロックマット階段敷設	ブロックマット長4.0m(L3.600m)	m ²	6.000	
アンカーピン	ブロックマット用D16	本	99.000	
7. 塗装塗替工				
(1)洪水吐ゲート塗装塗替工				
塗膜剥離剤試験施工	塗膜剥離剤3種類	式	1.000	
扉体塗装工	2門分, 変性エポキシ樹脂, 塗膜 除去・現場素地調整含む	m ²	1,177.400	
戸当り塗装工	2門分, 変性エポキシ樹脂, 塗膜 除去・現場素地調整含む	m ²	43.000	
開閉装置塗装工	1門分, フタル酸樹脂, 塗膜除 去・現場素地調整含む	m ²	128.000	
(2)土砂吐ゲート塗装塗替工				
扉体塗装工	変形エポキシ樹脂, 塗膜除 去・現場素地調整含む	m ²	109.200	
戸当り塗装工	変形エポキシ樹脂, 塗膜除 去・現場素地調整含む	m ²	6.400	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
開閉装置塗装工	フタル酸樹脂, 塗膜除去・現場素地調整含む	m ²	75.000	
(3)取水ゲート塗装塗替工				
扉体塗装工	3門分, 変性エポキシ樹脂, 塗膜除去・現場素地調整含む	m ²	110.000	
戸当り塗装工	3門分, 変性エポキシ樹脂, 塗膜除去・現場素地調整含む	m ²	59.000	
開閉装置塗装工	3門分, エポキシ・ポリウレタン樹脂, 塗膜除去・現場素地調整	m ²	21.000	
スクリーン塗装工	3門分, 変形エポキシ樹脂, 塗膜除去・現場素地調整含む	m ²	48.000	
(4)産業廃棄物処理工				
産業廃棄物処理工		式	1.000	
8. 扉体工	取水ゲート			
(1)扉体工	取水ゲート			
扉体取外し	取水ゲート, 扉体面積5.9m ²	門	3.000	
扉体据付工	取水ゲート, 扉体面積5.9m ²	門	3.000	
9. 仮設工				
(1)左岸市道進入路工(1期)	河川外進入路工, 拡幅			
表土剥ぎ	t=200mm	ha	0.020	
敷砂利工	t=100mm, RC-40, 隅切り部	m ²	36.000	
敷鉄板	t=22mm, 設置～賃料～撤去	m ²	181.000	
路床盛土(土砂)	砂質土	m ³	648.000	
法面整形	盛土部	m ²	660.000	
耕地復旧(畦畔築立)	天端幅0.3m, 天端高0.3m	m	51.000	
畦畔整形		m ²	21.000	
土木シート敷設		m ²	1,996.700	
(2)左岸仮設ヤード造成工(1期)	河川外進入路工			
表土剥ぎ	t=200mm	ha	0.300	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
法面整形	進入路	m ²	14.000	
路床盛土	砂質土, 進入路造成	m ³	270.000	
敷砂利工	t=100mm, RC-40	m ²	261.000	
畦畔復旧		m	31.000	
土木シート敷設	ポリエチレン系織布, 980N/5cm	m ²	3,470.000	
(3) 右岸仮設ヤード造成工(1期)	河川外進入路工			
土木シート敷設		m ²	1,827.000	
敷砂利工	t=100mm, RC-40	m ²	675.000	
敷鉄板	既設橋梁養生, t=22mm, 設置～賃料～撤去	m ²	54.000	
(4) 右岸仮設ヤード撤去工(2期)	河川外進入路工			
土木シート撤去		m ²	1,827.000	
敷砂利撤去	t=100mm, RC-40	m ³	80.000	
(5) 左岸河川内進入路工(1期)	高水敷・低水敷進入路			
敷砂利工	t=100mm, RC-40	m ²	290.000	
路床盛土	砂質土	m ³	730.000	
法面整形	盛土部	m ²	260.000	
不陸整正	河川内土砂	m ²	1,138.000	
(6) 左岸河川内進入路撤去工(1期)				
敷砂利撤去	t=100mm, RC-40	m ³	35.000	
掘削	砂質土	m ³	730.000	
(7) 左岸河川内進入路工(2期)	高水敷進入路L25m			
敷砂利工	t=100mm, RC-40	m ²	125.000	
路床盛土	砂質土	m ³	230.000	
法面整形	盛土部	m ²	112.500	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(8)左岸河川内進入路撤去工(2期)	高水敷進入路撤去			
敷砂利撤去	t=100mm, RC-40	m3	15.000	
掘削	砂質土	m3	230.000	
(9)左岸河川内工事用道路工(1期)				
路床盛土	砂質土	m3	170.000	
敷鉄板	t=22mm, 設置～賃料～撤去	m ²	54.000	
敷砂利工	t=100mm, RC-40	m ²	54.000	
(1 0)左岸河川内工事用道路撤去工(1期)				
掘削	砂質土	m3	170.000	
敷砂利撤去	t=100mm, RC-40	m3	6.000	
(1 1)右岸河川内進入路工(2期)				
路床盛土	砂質土	m3	2,400.000	
法面整形	盛土部	m ²	700.000	
(1 2)右岸河川内工事用道路工(2期)				
路床盛土	砂質土	m3	210.000	
敷砂利工	t=100mm, RC-40	m ²	1,562.000	
敷鉄板	t=22mm, 設置～賃料～撤去	m ²	54.000	
(1 3)右岸河川内進入路撤去工(2期)				
掘削	砂質土	m3	2,900.000	
(1 4)右岸河川内工事用道路撤去工(2期)				
掘削	砂質土	m3	210.000	
敷砂利撤去	t=100mm, RC-40	m3	186.000	
(1 5)左岸仮締切工(1期)				
耐候性大型土のう工	1.0×1.0×1.0, 耐候性, 製作, 設置	袋	859.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
連続箱型鋼製枠工	設置～取壊し～集積・積込	m	143.000	
土のう工	製作～設置～撤去, 堰柱周り	m ³	22.000	
遮水シート張	土木シート(コム系シート), 厚1mm	m ²	571.000	
袋詰玉石製作・据付工	1t ^ホ リ製, 割栗石(詰石用)15～20cm	袋	507.000	
浸水センサ設置・撤去		台	1.000	
耐候性大型土のう撤去工	1.0×1.01.0, 耐候性	袋	859.000	
袋詰玉石撤去工	1t ^ホ リ製, 割栗石(詰石用)15～20cm	袋	507.000	
遮水シート撤去		m ²	571.000	
流用分袋詰玉石運搬・積込荷卸し		袋	507.000	
流用分土のう運搬・積込荷卸し		m ³	22.000	
流用分大型土のう運搬・積込荷卸し		袋	859.000	
(16)右岸仮締切工(2期)				
耐候性大型土のう工	左岸流用設置	袋	640.000	
連続箱型鋼製枠工	設置～取壊し～集積・積込	m	126.000	
土のう工	左岸流用設置	m ³	22.000	
土のう工	製作～設置, 堰柱周り	m ³	2.000	
遮水シート張	土木シート(コム系シート), 厚1mm	m ²	652.000	
浸水センサ設置・撤去		台	1.000	
遮水シート撤去		m ²	652.000	
袋詰玉石設置・撤去工	左岸流用	袋	456.000	
(17)建設発生土処分費				
建設発生土処分(1期)		m ³	1,400.000	
建設発生土処分(2期)		m ³	4,500.000	
(18)産業廃棄物処分費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
産業廃棄物処分(1期)	廃プラ	ton	0.100	
産業廃棄物処分(2期)	廃プラ	ton	5.100	
(19)洪水吐3号堰柱補強仮囲い工(1期)				
足場工	枠組	式	1.000	
足場工	単管傾斜	式	1.000	
足場工	単管	式	1.000	
(20)洪水吐2号堰柱補強仮囲い工(1期)				
足場工	枠組	式	1.000	
足場工	単管傾斜	式	1.000	
足場工	単管	式	1.000	
(21)洪水吐1号堰柱補強仮囲い工(2期)				
足場工	枠組	式	1.000	
足場工	単管傾斜	式	1.000	
足場工	単管	式	1.000	
(22)土砂吐堰柱補強仮囲い工(2期)				
足場工	枠組	式	1.000	
足場工	単管傾斜	式	1.000	
足場工	単管,天端含む	式	1.000	
(23)魚道仮囲い工				
仮囲い工	魚道補修	m ²	145.000	
(24)取水ゲート扉体塗装仮囲い工				
足場工	枠組,取外し時	式	1.000	
仮囲い工	扉体塗装架台	m ²	66.300	
(25)取水ゲート開閉装置仮囲い工				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
仮囲い工		m ²	51.000	
(26) 吊り足場工(1期)	洪水吐3号堰柱補強工(1期)			
吊り足場		式	1.000	
(27) 吊り足場工(1期)	洪水吐2号堰柱補強工(1期)			
吊り足場		式	1.000	
(28) 吊り足場工(2期)	洪水吐1号堰柱補強工(2期)			
吊り足場		式	1.000	
(29) 吊り足場工(2期)	土砂吐堰柱補強工(2期)			
吊り足場		式	1.000	
(30) 吊り足場工(1期)	扉体塗装, 洪水吐1号ゲート片側及び土砂吐ゲート1門			
吊り足場設置・撤去	土砂吐ゲート	式	1.000	
吊り足場設置・撤去	洪水吐1号ゲート片側	式	1.000	
(31) 吊り足場工(2期)	扉体塗装, 洪水吐2号ゲート1門及び1号ゲート片側			
吊り足場設置・撤去	洪水吐2号ゲート	式	1.000	
吊り足場設置・撤去	洪水吐1号ゲート片側	式	1.000	
(32) 左岸水替工(1期)				
排水ポンプ(仮設)	常時	箇所	1.000	
排水ポンプ(仮設)	作業時	箇所	2.000	
(33) 右岸水替工(2期)				
排水ポンプ(仮設)	常時	箇所	1.000	
排水ポンプ(仮設)	作業時	箇所	3.000	
(34) 架設構台	機側操作盤搬入出用			
架設構台設置・撤去		箇所	3.000	
ガス切断	階段手摺撤去, 板厚 3 ~ 7 mm	m	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
電気溶接	階段手摺復旧, 7箇所, B1. 6 ×H1. 1m	式	1. 000	
(3 5)安全対策費	塗膜除去時			
安全衛生保護類	防護服等	式	1. 000	
(3 6)交通誘導員警備(1期)				
交通誘導警備員B	左岸進入路入口, 待避所	人	144. 000	
1 0. その他				
(1)事業損失防止施設費				
事業損失防止費				
濁水処理施設費(1期)	左岸仮締切工			
濁水処理設備設置・撤去工	処理能力10m3/h程度, 発動 発電機45kVA	箇所	1. 000	
PAC(無機系凝集剤)	ポリ塩化アルミニウム	kg	6. 900	
高分子凝集剤	アニオン・ノニオン紙袋	kg	0. 100	
炭酸ガス		kg	58. 100	
汚泥収集運搬・処理費		ton	6. 800	
保守点検		回	26. 000	
濁水処理施設費(2期)	右岸仮締切工			
濁水処理施設設置・撤去工	処理能力10m3/h程度, 発動 発電機45kVA	箇所	1. 000	
無機凝集剤	ポリ塩化アルミニウム (PAC)	kg	4. 400	
高分子凝集剤	アニオン・ノニオン紙袋	kg	0. 100	
炭酸ガス		kg	37. 000	
汚泥収集運搬・処理費		ton	1. 400	
保守点検		回	46. 000	
(2)運搬費				
資材運搬費				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
資材運搬費(1期)				
仮設材輸送費	敷鉄板	式	1.000	
(3)準備費				
準備費				
伐開	左岸			
伐採工	20本・m/10a	ha	0.042	
運搬	木くず	空m3	11.000	
処分	木くず	m3	11.000	
伐開	右岸（管理棟横松の木2本分含む）			
伐採工	34本・m/10a	ha	0.079	
運搬	木くず	空m3	34.000	
処分	木くず	m3	34.000	
(4)技術管理費				
品質管理試験費				
品質管理試験費				
噴射圧力試験	1地点（噴射圧力3ヶ所×3箇所）	地点	15.000	
付着強度試験	下地処理, 単軸引張試験, 3箇所/回	回	9.000	
付着強度試験	表面被覆工, 単軸引張試験, 3箇所/回	回	9.000	
圧縮強度試験	表面被覆工, 3本/回	回	5.000	
圧縮強度試験	断面修復工, 3本/回	回	1.000	
鉄筋探査				
鉄筋探査	ポリマーセメントモルタル増厚工			
鉄筋探査	洪水吐3号堰柱	m ²	220.000	
鉄筋探査	洪水吐2号堰柱	m ²	190.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鉄筋探査	洪水吐1号堰柱	m ²	210.000	
鉄筋探査	土砂吐堰柱	m ²	190.000	
鉄筋探査	あと施工せん断補強工			
鉄筋探査	洪水吐3号堰柱	m ²	60.000	
鉄筋探査	洪水吐2号堰柱	m ²	60.000	
鉄筋探査	洪水吐1号堰柱	m ²	60.000	
鉄筋探査	土砂吐堰柱	m ²	20.000	
1 1 . 一括計上価格				
(1) 産業廃棄物処理税相当額				
産業廃棄物処理税相当額				
産業廃棄物処理税相当額	廃プラスチック	ton	5.200	

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表１（第３条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表１、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

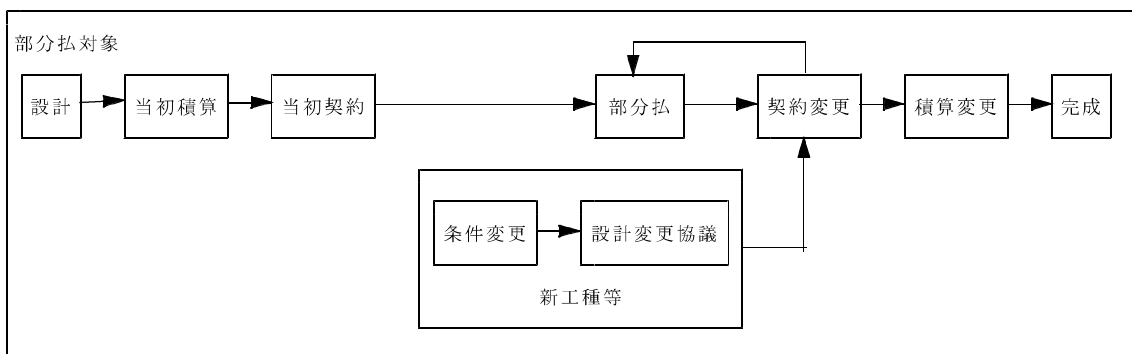
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の[]内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としな

いものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

別紙 1

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙 2 （ 4 割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ （工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額）

ただし、令和〇年度 〇〇〇〇〇工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座 名 義			

別紙 3（出来高認定書受理後に提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第6項の請求金額)

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

1. 請 負 代 金 額 ¥

2. 前 払 金 請 求 額 ¥

3. 受 領 済 前 払 金 額 ¥

4. 未 受 領 前 払 金 額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間 認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

.....

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

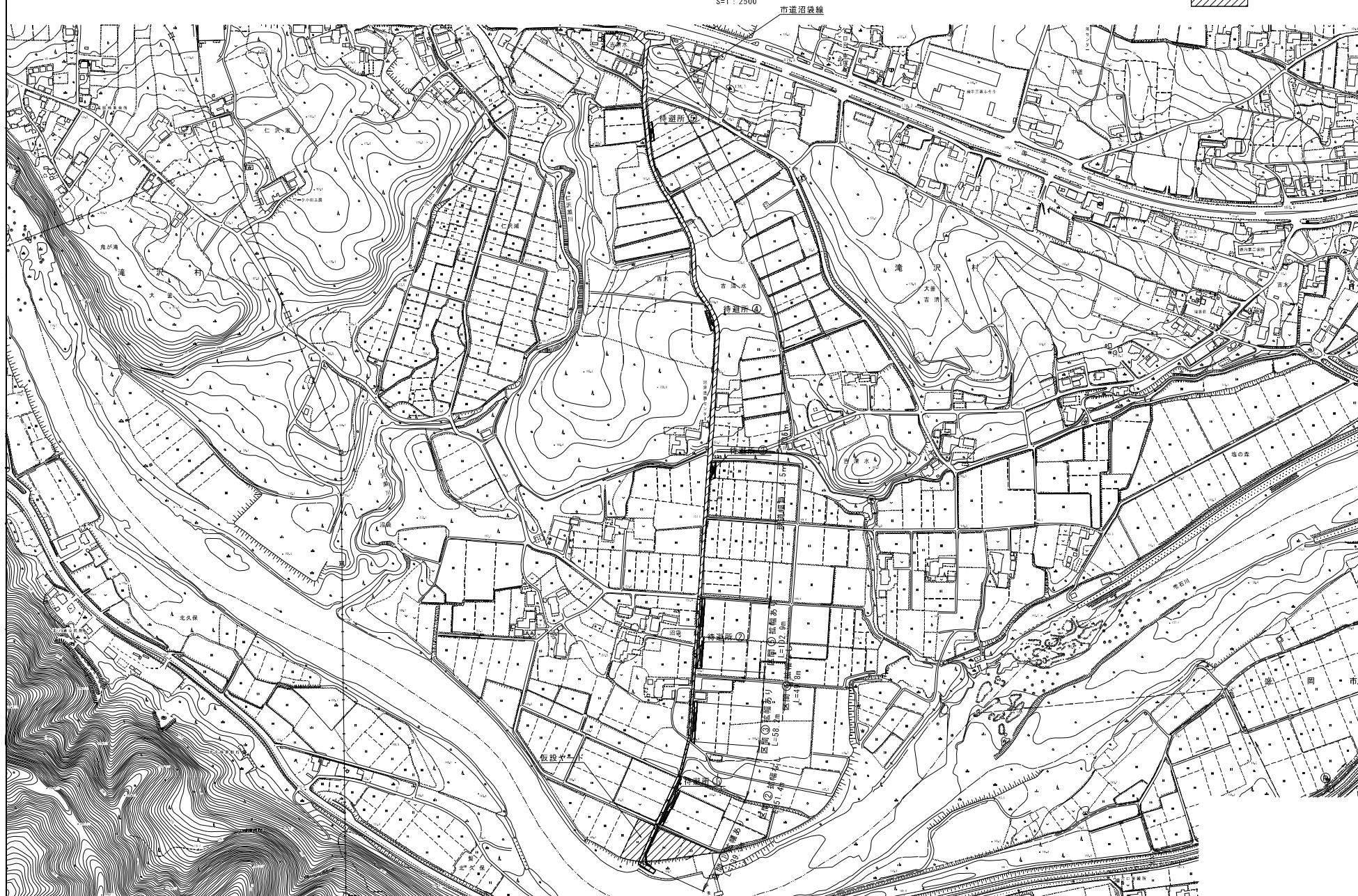
受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

工事用地図1/3

S=1:2500

工事用地等



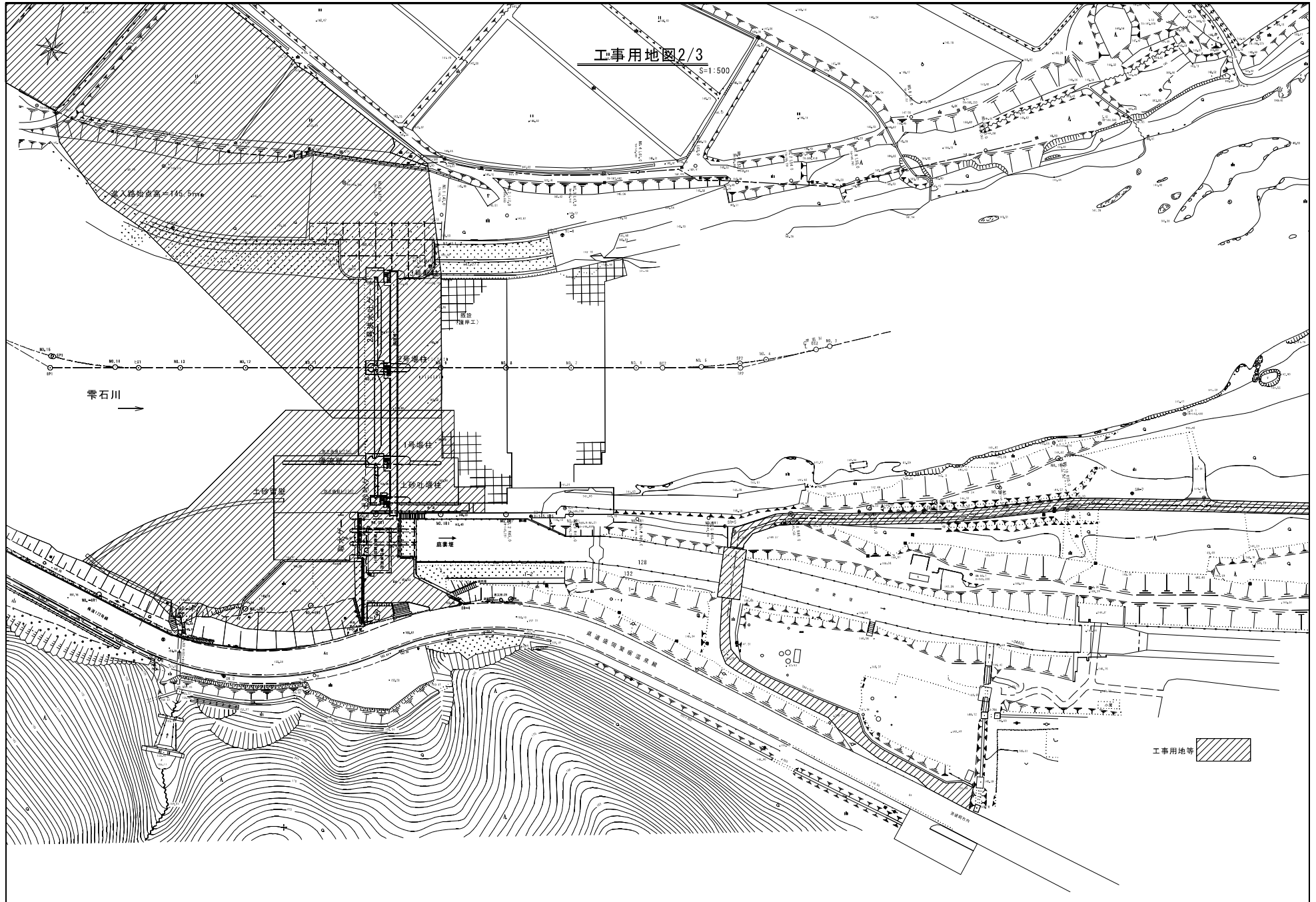
工事用地図2/3

S=1:500

栗石川

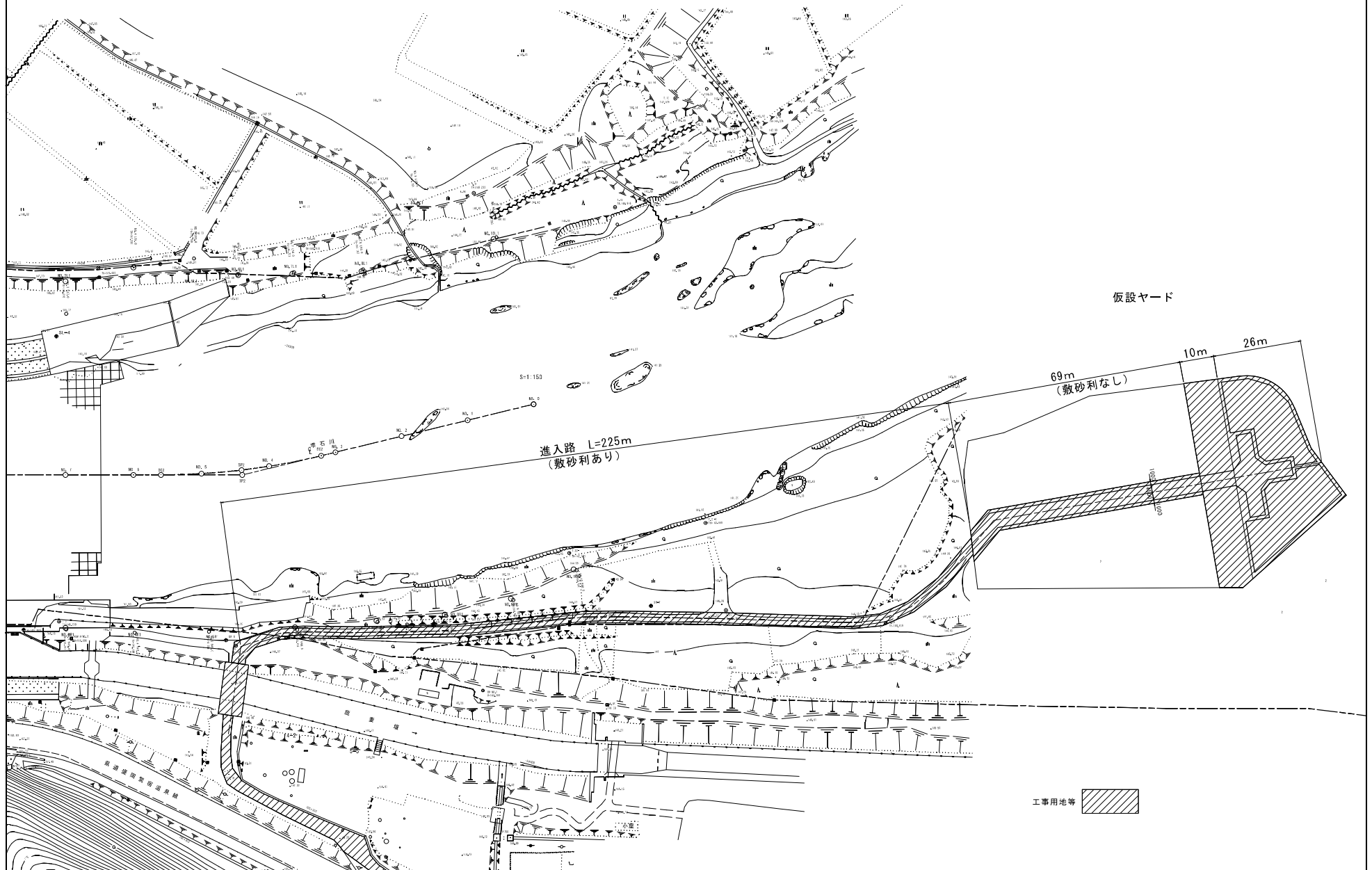


工事用地等



工事用地図3/3

S=1:500



令和7年度～令和9年度
 国営施設応急対策事業盛岡南部地区
 鹿妻穴堰頭首工改修工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2 - 1/2	主要構造図(整備対象) (1/2)	1	
- 2/2	主要構造図(整備対象) (2/2)	1	
3 - 1/8	堰柱補強構造図(1/8)	1	
- 2/8	堰柱補強構造図(2/8)	1	
- 3/8	堰柱補強構造図(3/8)	1	
- 4/8	堰柱補強構造図(4/8)	1	
- 5/8	堰柱補強構造図(5/8)	1	
- 6/8	堰柱補強構造図(6/8)	1	
- 7/8	堰柱補強構造図(7/8)	1	
- 8/8	堰柱補強構造図(8/8)	1	
4 - 1/14	堰柱モルタル補強配筋図(1/14)	1	
- 2/14	堰柱モルタル補強配筋図(2/14)	1	
- 3/14	堰柱モルタル補強配筋図(3/14)	1	
- 4/14	堰柱モルタル補強配筋図(4/14)	1	
- 5/14	堰柱モルタル補強配筋図(5/14)	1	
- 6/14	堰柱モルタル補強配筋図(6/14)	1	
- 7/14	堰柱モルタル補強配筋図(7/14)	1	
- 8/14	堰柱モルタル補強配筋図(8/14)	1	
- 9/14	堰柱モルタル補強配筋図(9/14)	1	
- 10/14	堰柱モルタル補強配筋図(10/14)	1	
- 11/14	堰柱モルタル補強配筋図(11/14)	1	
- 12/14	堰柱モルタル補強配筋図(12/14)	1	
- 13/14	堰柱モルタル補強配筋図(13/14)	1	
- 14/14	堰柱モルタル補強配筋図(14/14)	1	
5	堰柱補修構造図	1	
6	魚道補修計画図	1	
7 - 1/4	既設ブロック積押え盛土計画図(1/4)	1	
- 2/4	既設ブロック積押え盛土計画図(2/4)	1	
- 3/4	既設ブロック積押え盛土計画図(3/4)	1	
- 4/4	既設ブロック積押え盛土計画図(4/4)	1	
8 -	ゲート補修整備一般図	1	
9 -	土砂吐ゲート補修整備一般図	1	
10 -	洪水吐ゲート補修整備一般図	1	
11 -	取水ゲート補修整備一般図	1	
12 - 1/2	取水ゲートスクリーン補修整備一般図(1/2)	1	
- 2/2	取水ゲートスクリーン補修整備一般図(2/2)	1	
	小計	37	

図面番号	図 面 名 称	枚数	備 考
13 - 1/2	開閉装置補修図(1/2)	1	
- 2/2	開閉装置補修図(2/2)	1	
14 - 1/2	電気設備更新機器配置図(1/2)	1	
- 2/2	電気設備更新機器配置図(2/2)	1	
15	配電盤単線結線図	1	
16	取水ゲート機側操作盤単線結線図	1	
17	取水ゲート自動制御盤単線結線図	1	
18	河川ゲート自動制御盤外形図・単線結線図	1	
19 - 1/3	河川ゲート機側操作盤単線結線図(1/3)	1	
- 2/3	河川ゲート機側操作盤単線結線図(2/3)	1	
- 3/3	河川ゲート機側操作盤単線結線図(3/3)	1	
20	配電盤外形図	1	
21	引込開閉器外形図	1	
22 - 1/2	取水ゲート機側操作盤・自動制御盤外形図(1/2)	1	
- 2/2	取水ゲート機側操作盤・自動制御盤外形図(2/2)	1	
23 - 1/3	河川ゲート機側操作盤外形図(1/3)	1	
- 2/3	河川ゲート機側操作盤外形図(2/3)	1	
- 3/3	河川ゲート機側操作盤外形図(3/3)	1	
24	水位計移設計画図	1	
25 - 1/2	撤去・復旧図(頭首工)(1/2)	1	
- 2/2	撤去・復旧図(頭首工)(2/2)	1	
26	仮設図(左岸施工)	1	
27	仮設図(右岸施工)	1	
28	右岸進入路既設橋梁補強工	1	
29 - 1/2	仮設ヤード平面図(1/2)	1	
- 2/2	仮設ヤード平面図(2/2)	1	
30	仮設図(開閉装置、機側操作盤更新)	1	
31	左岸進入路位置図	1	
32 - 1/2	左岸進入路平面図(1/2)	1	
- 2/2	左岸進入路平面図(2/2)	1	
33	待避所計画図	1	
34 - 1/2	左岸進入路縦断図(1/2)	1	
- 2/2	左岸進入路縦断図(2/2)	1	
35 - 1/4	左岸進入路横断図(1/4)	1	
- 2/4	左岸進入路横断図(2/4)	1	
- 3/4	左岸進入路横断図(3/4)	1	
- 4/4	左岸進入路横断図(4/4)	1	
	小計	37	
	合計	74	

別添

令和 7 年度～令和 9 年度

国営施設応急対策事業盛岡南部地区

鹿妻穴堰頭首工改修工事

特 別 仕 様 書
(施設機械工事編)

東北農政局 北上土地改良調査管理事務所

第1章 工事内容

1. 工事概要

本工事は、機能保持及び性能保持のため、鹿妻穴堰頭首工の水門設備の改修を行うものであり、その概要は次のとおりである。

(1) ゲート設備

1) 土砂吐ゲート設備（水密ゴム・ワイヤーロープ交換、開閉装置分解整備）

- ①型 式： ローラゲート
- ②寸 法： 純径間 10.0m、扉高 3.05m
- ③門 数： 1 門

2) 洪水吐ゲート設備（水密ゴム・ワイヤーロープ交換、開閉装置分解整備）

- ①型 式： シェル構造ローラゲート
- ②寸 法： 純径間 26.0m、扉高 3.05m
- ③門 数： 2 門

3) 取水ゲート設備（水密ゴム）

- ①型 式： ローラゲート
- ②寸 法： 純径間 3.0m、有効高 1.95m
- ③門 数： 3 門

(2) 電気設備 1 式

(3) 操作設備 1 式

2. 工事数量

別紙－5「工事数量表」のほか、第3章設計、第4章構造及び製作、第6章電気通信設備に示すとおりである。

第2章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書第1章1-1-7に示す実施仕様書・計算書及び詳細図等の提出は工事の始期から60日以内に提出するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。

なお、完成図書及び施工図は、各機器の履歴等がわかるように交換及び補修も併せて編集し、全体設備が管理できる完成図書になるよう監督職員と打合せの上、作成するものとする。

また、提出書類に変更が生じた場合はその都度変更書類を提出するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第3章 設計

1. 一般事項

製作は、次の各項によるものとし、補修に関しても適用できる項目は準拠するものとする。

なお、設計諸元は、補修後の機能回復確認のための基本値とする。

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び特別仕様書第11章4.の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 受注者は、施工前及び施工途中において工事請負契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書及び特別仕様書第11章4.の貸与する資料等の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に確認を求めなければならない。
- (3) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (4) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。
- (5) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (6) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

本ゲート設備計画は、次の条件により設計するものとする。

(1) 水門設備の設計条件

仕様項目	土砂吐ゲート
形式	鋼製ローラゲート
純径間	10.00m
扉高	3.05m
ゲート敷高	EL (+) 141.00m
門数	1 門
設計水位前面	EL (+) 144.40m
設計水位後面	EL (+) 141.00m
操作水位前面	EL (+) 144.40m
操作水位後面	EL (+) 141.00m
堆砂高	1.45m
水密方式	前面三方ゴム水密
開閉装置	ワイヤーロープウィンチ式開閉装置
駆動方式	電動
開閉速度	0.3m/min 程度
揚程	9.1m
操作方式	機側・遠隔操作
周囲条件	水質：河川水
許容応力等	ダム堰施設技術基(案)による。

仕様項目	洪水吐ゲート
形式	鋼製シェル構造ローラゲート
純径間	26.00m
扉高	3.05m
ゲート敷高	EL141.00m
門数	2 門
設計水位前面	EL (+) 144.40m
設計水位後面	EL (+) 141.00m
操作水位前面	EL (+) 144.40m
操作水位後面	EL (+) 141.00m
堆砂高	1.45m
水密方式	前面三方ゴム水密
開閉装置	ワイヤーロープウィンチ式開閉装置
駆動方式	電動
開閉速度	0.3m/min 程度
揚程	9.1m
操作方式	機側・遠隔操作
周囲条件	水質：河川水
許容応力等	ダム堰施設技術基(案)による。

仕様項目	取水ゲート
形式	鋼製ローラゲート
純径間	3.00m
有効高	1.95m
ゲート敷高	EL (+) 142.45m
門数	3 門
設計水位前面	EL (+) 148.10m

設計水位後面	EL.(+) 142.45m
操作水位前面	EL.(+) 148.10m
操作水位後面	EL.(+) 142.45m
水密方式	後面三方ゴム水密
開閉装置	ラック式開閉装置
駆動方式	電動
開閉速度	0.1m/min 程度
揚程	2.1m
操作方式	機側・遠隔操作
周囲条件	水質：河川水
許容応力等	ダム堰施設技術基(案)による。

第4章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。
- (5) ワイヤロープの規格は以下のとおりとする。

土砂吐ゲート	φ20	37×6
洪水吐ゲート	φ31.5	37×6

第5章 運転操作・制御方式

1. 運転管理

機側（開閉機室）及び遠隔（管理棟室）における運転管理の内容は、別紙－6「管理項目表」のとおりとする。

なお、遠方（中央管理所）から受益地区全体の主要施設を集中管理しているので、別紙－6「管理項目表」に基づき情報伝送に必要な端子を設けるものとする。

信号等情報の受渡し方法は、次による。

- (1) 監視信号 無電圧接点信号（DC100V 50mA、DC24V 30mA）
- (2) デジタル計測信号 BCD 信号
パルス信号
- (3) アナログ計測信号 DC4～20mA

2. 運転操作

水門設備の運転操作内容は、別紙－7「運転操作要領」のとおりでである。

第6章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は、共通仕様書並びに関係諸基準に準ずるものとする。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする
- (3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、SPD 等を設置し雷害対策を行うものとする。
- (4) 回路構成等
 - 1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。

- 2) 盤内照明はLEDとし、ドアスイッチにより点滅するものとする。
- 3) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。
- 4) 遠方操作は水管理制御設備（既設設備）から行えるものとし、信号の受渡しは、第8章によるものとする。

(5) 指示計及び表示灯

- 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモータごとに対応させる。
- 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。
- 3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。

(6) 設置場所

機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。

カ) 切替スイッチ	3 個
キ) 警報停止押釦	1 個
ク) ランプテスト押釦	1 個
⑤ 盤内取付機器	
ア) 配線用遮断器 3P225AF	2 個
イ) 配線用遮断機 3P125AF	2 個
ウ) 配線用遮断機 3P100AF	2 個
エ) 配線用遮断器 3P50AF	5 個
オ) 配線用遮断器 2P50AF	2 個
カ) 配線用遮断器 2P30AF	9 個
キ) 漏電遮断器 2P30AF	1 個
ク) 漏電遮断器 3P100AF	1 個
ケ) トランス 200/100V 7.5kVA	1 個
コ) サーキットプロテクタ	4 個
サ) 計器用変流器 200/5A	2 個
シ) 不足電流継電器	2 個
ス) A C / D C コンバータ	1 個
セ) 盤内照明灯	1 個
ソ) スペースヒータ	1 個
タ) コンセント	1 個
チ) 避雷器 (分離器内蔵・クラスⅡ)	2 個
ツ) その他必要なもの	1 式
⑥ 付属品	
ア) 基礎ボルト・ナット	1 式
⑦ 予備品	
ア) 補助継電器 取付数の 5 %	
イ) ランプ 取付数の 100% (ただし LED は現用各種ごとに 1 個)	
ウ) ヒューズ 取付数の 100%	
エ) グローブ 取付数の 10%	
(5) 取水ゲート自動制御盤	
1) 機器仕様	
① 型 式	鋼板製屋内自立閉鎖形
② 寸 法	H2150mm×W800mm×D600mm 程度
③ 数 量	1 面
④ 盤面取付機器	
ア) 名称板	1 式
イ) 水位指示計 (デジタル)	1 個
ウ) 流量指示計 (デジタル)	1 個
エ) 集合表示灯	8 個
オ) 設定器	3 個
カ) 切替スイッチ	1 個
キ) タイマー	1 個
⑤ 盤内取付機器	
ア) 漏電遮断器 2P30AF	1 個
イ) サーキットプロテクタ	1 個
ウ) 零相変流器	1 個
エ) 地絡継電器	1 個
オ) A C / D C コンバータ	1 個
カ) 盤内照明灯	1 個
キ) スペースヒータ	1 個
ク) P L C (ラダープログラムを含む)	1 式
ケ) 開度変換器	3 個
コ) 信号分配器	6 個

- サ) その他必要なもの 1 式
- ⑥付属品
- ア) 基礎ボルト・ナット 1 式
- ⑦予備品
- ア) 補助継電器 取付数の 5 %
- イ) ランプ 取付数の 100% (ただし LED は現用各種ごとに 1 個)
- ウ) ヒューズ 取付数の 100%
- エ) グローブ 取付数の 10%
- (6) 河川ゲート自動制御盤
- 1) 機器仕様
- ①型 式 銅板製屋内自立閉鎖形
- ②寸 法 H2100mm×W900mm×D600mm 程度
- ③数 量 1 面
- ④盤面取付機器
- ア) 名称板 1 式
- イ) 水位指示計 (デジタル) 1 個
- ウ) 集合表示灯 9 個
- エ) 状態表示灯 1 個
- オ) 押釦スイッチ 3 個
- ⑤盤内収納機器
- ア) 配線用遮断器 2P30AF 1 個
- イ) サーキットプロテクタ 6 個
- ウ) 零相変流器 1 個
- エ) 過電流継電器 1 個
- オ) AC/DC コンバータ 2 個
- カ) 盤内照明灯 1 個
- キ) スペースヒータ 1 個
- ク) 補助継電器 1 式
- ケ) その他必要なもの 1 式
- ⑥付属品
- ア) 基礎ボルト・ナット 1 式
- ⑦予備品
- ア) 補助継電器 取付数の 5 %
- イ) ランプ 取付数の 100% (ただし LED は現用各種ごとに 1 個)
- ウ) ヒューズ 取付数の 100%
- エ) グローブ 取付数の 10%
- (7) 土砂吐ゲート機側操作盤
- 1) 機器仕様
- ①型 式 銅板製屋外自立閉鎖形
- ②寸 法 H2050mm×W700mm×D500mm 程度
- ③数 量 1 面
- ④盤面取付機器
- ア) 名称板 1 式
- イ) 交流電流計 1 個
- ウ) 交流電圧計 1 個
- エ) 開度指示計 1 個
- オ) 集合表示灯 20 個
- カ) 運転時間計 1 個
- キ) 運転回数計 1 個
- ク) 切替スイッチ 1 個
- ケ) 押釦スイッチ 6 個
- コ) 非常停止釦 1 個
- ⑤盤内収納機器

ア) 配線用遮断器 3P50AF (AL 付き)	1 個
イ) 配線用遮断器 3P30AF (TC・AL 付き)	1 個
ウ) 配線用遮断器 2P30AF	1 個
エ) 漏電遮断器 2P30AF	1 個
オ) 電磁接触器 (可逆)	1 組
カ) 電磁接触器 (不可逆)	1 個
キ) トランス 200/100V 1.0KVA	1 個
ク) 進相コンデンサ 50 μ F	1 個
ケ) 3 要素継電器	1 個
コ) 3 E 用変流器	1 個
サ) 零相変流器	2 個
シ) 漏電継電器	2 個
ス) サーキットプロテクタ	6 個
セ) 計器用変流器 15/5A	1 個
ソ) シンクロ受信器	1 個
タ) 盤内照明灯	1 個
チ) スペースヒータ	1 個
ツ) 換気扇	1 式
テ) A C / D C コンバータ	1 個
ト) 補助継電器	1 式
ナ) 接点溶着継電器	1 個
ニ) 避雷器 (分離器内蔵・クラス II)	2 個
ヌ) その他必要なもの	1 式
⑥ 付属品	
ア) 基礎ボルト・ナット	1 式
⑦ 予備品	
ア) 補助継電器 取付数の 5 %	
イ) ランプ 取付数の 100% (ただし LED は現用各種ごとに 1 個)	
ウ) ヒューズ 取付数の 100%	
エ) グローブ 取付数の 10%	
(8) 洪水吐ゲート機側操作盤	
1) 機器仕様	
① 型 式	鋼板製屋外自立閉鎖形
② 寸 法	H2050mm×W700mm×D500mm 程度
③ 数 量	2 面
④ 盤面取付機器	
ア) 名称板	1 式
イ) 交流電流計	1 個
ウ) 交流電圧計	1 個
エ) 開度指示計	1 個
オ) 集合表示灯	2 2 個
カ) 運転時間計	1 個
キ) 運転回数計	1 個
ク) 切替スイッチ	2 個
ケ) 押釦スイッチ	6 個
コ) 非常停止釦	1 個
⑤ 盤内収納機器	
ア) 配線用遮断器 3P125AF (AL 付き)	1 個
イ) 配線用遮断器 3P100AF (TC・AL 付き)	1 個
ウ) 配線用遮断器 3P30AF	1 個
エ) 漏電遮断器 2P30AF	1 個
オ) 電磁接触器 (可逆)	1 組
カ) 電磁接触器 (不可逆)	1 個

キ)	トランス 200/100V 1.0KVA	1 個
ク)	進相コンデンサ 150 μ F	1 個
ケ)	3 要素継電器	1 個
コ)	3 E 用変流器	1 個
サ)	零相変流器	2 個
シ)	漏電継電器	2 個
ス)	サーキットプロテクタ	6 個
セ)	計器用変流器 40/5A	1 個
ソ)	シンクロ受信器	1 個
タ)	盤内照明灯	1 個
チ)	スペースヒータ	1 個
ツ)	換気扇	1 式
テ)	A C / D C コンバータ	1 個
ト)	補助継電器	1 式
ナ)	接点溶着継電器	1 個
ニ)	避雷器 (分離器内蔵・クラス II)	2 個
ヌ)	その他必要なもの	1 式
⑥	付属品	
ア)	基礎ボルト・ナット	1 式
⑦	予備品	
ア)	補助継電器 取付数の 5 %	
イ)	ランプ 取付数の 100% (ただし LED は現用各種ごとに 1 個)	
ウ)	ヒューズ 取付数の 100%	
エ)	グローブ 取付数の 10%	
(9)	取水ゲート機側操作盤	
1)	機器仕様	
①	型 式 鋼板製屋内自立閉鎖形	
②	寸 法 H2150mm×W900mm×D600mm 程度	
③	数 量 1 面	
④	盤面取付機器	
ア)	名称板	1 式
イ)	交流電流計	3 個
ウ)	交流電圧計	1 個
エ)	開度指示計	3 個
オ)	集合表示灯	4 5 個
カ)	切替スイッチ	2 個
キ)	押釦スイッチ	1 2 個
ク)	非常停止スイッチ	1 個
ケ)	運転時間計 (背面)	3 個
コ)	運転回数計 (背面)	3 個
⑤	盤内収納機器	
ア)	配線用遮断器 3P50AF (AL 付き)	1 個
イ)	配線用遮断器 3P30AF (TC・AL 付き)	3 個
ウ)	配線用遮断器 2P30AF	1 個
エ)	漏電遮断器 2P30AF	1 個
オ)	電磁接触器 (可逆)	3 組
カ)	電磁接触器 (不可逆)	3 個
キ)	進相コンデンサ 15 μ F	3 個
ク)	3 要素継電器	3 個
ケ)	3 E 用変流器	3 個
コ)	零相変流器	2 個
サ)	漏電継電器	2 個
シ)	サーキットプロテクタ	5 個

- | | |
|----------------|-----|
| ス) 計器用変流器 5/5A | 3 個 |
| セ) 盤内照明灯 | 1 個 |
| ソ) スペースヒータ | 1 個 |
| タ) AC/DC コンバータ | 1 個 |
| チ) 補助継電器 | 1 式 |
| ツ) 接点溶着継電器 | 3 個 |
| テ) その他必要なもの | 1 式 |
- ⑥ 付属品
- | | |
|--------------|-----|
| ア) 基礎ボルト・ナット | 1 式 |
|--------------|-----|
- ⑦ 予備品
- | | |
|----------|----------------------------------|
| ア) 補助継電器 | 取付数の 5 % |
| イ) ランプ | 取付数の 100% (ただし LED は現用各種ごとに 1 個) |
| ウ) ヒューズ | 取付数の 100% |
| エ) グローブ | 取付数の 10% |
- (10) 引込開閉器盤
- 1) 機器仕様
- | | |
|----------|--------------------------|
| ① 型 式 | 屋外 SUS 製装柱形 |
| ② 寸 法 | H1030mm×W500mm×D200mm 程度 |
| ③ 数 量 | 1 面 |
| ④ 盤内取付機器 | |
| ア) 漏電遮断器 | 3P225AF 1 個 |
| イ) 漏電遮断器 | 3P100AF 1 個 |
- (11) 発電機
- 1) 型 式 屋内パッケージ型 (標準型)
- 2) 規 格 JEM1435
- 3) 定 格 定格電圧 200V
- 4) 相 数 三相 3 線式
- 5) 発電機仕様
- | | |
|-------|------------------------------|
| ① 規 格 | JIS C 4034, JEC2130, JEM1435 |
| ② 定 格 | 出 力 37.5KVA |
| | 極 数 4 極 |
| | 絶 縁 B 種以上 |
| ③ 構 造 | 外被の形 キュービクル形 |
| | 保護形式 保護形 |
| | 冷却方式 空気冷却方式 |
| | 回転子 回転界磁形 |
| | 励磁方式 ブラシレス式 |
- 6) 原動機仕様
- | | |
|---------|---------------------------------|
| ① 原動機形式 | ディーゼル機関 |
| ② 適用規格 | JIS B 8002, 8005, 8014, LES3001 |
| ③ 定 格 | 出 力 発電機出力に適合するもの |
| | 冷却方式 ラジエータ式 |
| | 使用燃料 軽油 |
| | 始動方式 セルモータ式 |
| | 過速度体耐力 110% 1 分間 |
| | 調速器 電子制御式 |
| | 回転速度変動率 JEM1435 による |
- 7) 付属品及び装置
- | | |
|-----------|----------------------------|
| ① 標準機関付属品 | 1 式 (商用-発電機切換開閉器内臓) |
| ② 保守工具 | 1 式 |
| ③ 排風ダクト | 1 式 (屋内: SS 亜鉛メッキ、屋外: SUS) |
| ④ 排気管 | 1 式 (屋内: SS ラギング、屋外: SUS) |

第7章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 現地整備工

現地において以下の整備を実施するものとする。

なお、現地整備において、不具合が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 土砂吐ゲート

- 1) 水密ゴムの交換
- 2) ワイヤロープ交換

(2) 洪水吐ゲート

- 1) 水密ゴムの交換
- 2) ワイヤロープの交換

(3) 取水ゲート

- 1) 水密ゴムの交換
- 2) 開度計整備

2. 工場整備工

洪水吐ゲート及び土砂吐ゲートの開閉装置の電動機、サイクロン減速機及びミューリフタブレーキについては、工場での分解、整備、点検及び清掃を行うものとする。

なお、分解後、不具合がある部品があった場合、部品の更新については監督職員と協議するものとする。

3. 交換及び補修に伴う撤去・取外し

(1) 撤去・取外しに当たっては、施工計画書に基づき、実施するものとする。

(2) 撤去の際には、漏油の無いように注意し、環境汚染防止対策に十分留意して施工するものとする。

(3) 電気設備、その他設備の撤去に伴い生じる金属類（以下「工事現場発生材」という。）は、土木工事共通仕様書の様式30に基づき、工事現場発生材報告書を提出し、監督職員が別途指示する場所に集積するものとする。

なお、工事現場発生材について工事期間中は、受注者が管理を行うものとする。

4. 電気設備

(1) 電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。

(2) 盤の据付は、既設のアンカーボルトを流用するものとするが、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお、耐震クラスは「J E M - T R 114 配電盤・制御盤の耐震設計指針」に示すAクラス以上とする。

なお、既設のアンカーボルトの引抜力が同上の計算値以上であることを確認するものとするが、下回った場合の取扱い又は腐食等で流用できない事象が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等が生じないように、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。

また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。

(4) 電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。

(5) 電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

5. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(1) 規格及び品質

1) 設備小配管用配管材

①配管用ステンレス鋼鋼管

JIS G 3459 SUS304TP

2) 電線及び電線管等

①電線等

ア) 600Vポリエチレンケーブル (C V)

JIS C 3605

イ) 高圧架橋ポリエチレンケーブル (C V T)

JIS C 3606

ウ) ビニル絶縁電線 (I V)

JIS C 3307

エ) 制御用ケーブル (C V V)

JIS C 3401

オ) 制御用ケーブル (遮へい付) (C V V - S)

JCS 4258

カ) 端末処理材料

JCAA 規格品

②電線管

ア) 厚鋼電線管 (G)

JIS C 8305

イ) 2種金属製可とう電線管 (K I C)

JIS C 8309

ウ) 埋設用波付硬質ポリエチレン電線管 (F E P)

JIS C 3653 適用

別紙－5

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 電気設備工				
(1)工場製作				
機器単体費		式	1.000	
2. 開閉装置分解整備				
(1)開閉装置分解整備	土砂吐ゲート			
電動機分解整備	電動機2.2kw	台	1.000	
サイクロ減速機分解整備		基	1.000	
ミューリフタブレーキ分解整備		個	1.000	
(2)開閉装置分解整備	洪水吐ゲート			
電動機分解整備	電動機7.5kw	台	1.000	
サイクロ減速機分解整備		基	1.000	
ミューリフタブレーキ分解整備		個	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費	工場～現場	式	1.000	
輸送費	現場～工場	式	1.000	
輸送費	現場～保管場所	式	1.000	
2. 水門扉据付工	土砂吐ゲート			
(1)扉体工	土砂吐ゲート			
水密ゴム取替工	側部・底部水密ゴム	門	1.000	
(2)ワイヤロープ更新	土砂吐ゲート			
ワイヤロープ取替工	φ 20, 37×6	門	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
3. 水門扉据付工	洪水吐ゲート			
(1) 扉体工	洪水吐ゲート			
水密ゴム取替工	側部・底部水密ゴム	門	2.000	
(2) ワイヤロープ更新	洪水吐ゲート			
ワイヤロープ取替工	φ31.5, 37×6	門	2.000	
4. 水門扉据付工	取水ゲート			
(1) 扉体工	取水ゲート			
水密ゴム取替工	側部・底部・上部水密ゴム	門	3.000	
(2) スクリーン取外し・設置工				
スクリーン取外し・設置工	取水ゲート(ラック式ゲート)3.00×1.95m	門	3.000	
(3) 開閉装置整備工	取水ゲート			
開度計現地整備工	ラック式開閉装置	基	3.000	
5. 電気盤据付工(用排水機以外)				
(1) 右岸撤去工				
通信架空線撤去工	FEP φ30	式	1.000	
(2) 右岸復旧工	通信地中線布設			
電線管敷設	FEP φ30, 地中(構内)	式	1.000	
ケーブル配線工	IV5.5sq, 管内配線	式	1.000	
ケーブル配線工	CV8sq-2C, 管内配線	式	1.000	
光ケーブル配線工	SM-2C-WB-SSW, 管内配線	式	1.000	
(3) 引込開閉器据付・撤去				
引込開閉器据付・撤去	屋外SUS製壁掛形, H1030mm×W500mm×D200mm	面	1.000	
(4) 配電盤据付・撤去	鋼板製屋内閉鎖自立形, H2100mm×W800mm×D600mm			
配電盤撤去工		面	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
配電盤据付工		面	1.000	
(5)取水ゲート機側操作盤据付・撤去				
取水ゲート機側操作盤据付・撤去工	鋼板製屋内閉鎖自立形, H2150×W900×D600	式	1.000	
(6)取水ゲート自動制御盤据付・撤去				
取水ゲート自動制御盤据付・撤去工	鋼板製屋内閉鎖自立形, H2150×W800×D600	式	1.000	
(7)土砂吐・洪水吐ゲート機側操作盤据付・撤去				
土砂吐・洪水吐ゲート機側操作盤据付・撤去工	3面分	式	1.000	
(8)河川ゲート自動制御盤据付・撤去				
河川ゲート自動制御盤据付・撤去	鋼板製屋内閉鎖自立形, H2100×W900×D600	式	1.000	
(9)発動発電設備設置・撤去工	既設撤去(55KVA)及び更新(37.5KVA)			
発動発電設備設置・撤去工	37.5KVA以上,ラジエータ方式,機器騒音105dB(A)	基	1.000	
(10)水位計移設工	水晶式水位計:WW4456			
既設電線管撤去工	G28	式	1.000	
既設ブルボックス撤去工	600×500×300mm, 流用	個	1.000	
既設屋外端子箱撤去工	255×200×127, 流用	個	1.000	
水位計撤去	水晶式水位計	式	1.000	
電線管敷設工	新設G28	式	1.000	
ブルボックス設置工	新設200×200×150, WP-SUS	個	1.000	
水位計専用ケーブル配線工	0.5mm ² , 4心, 外気圧導入チューブ(ホリ製, φ4mm), ワイヤ入り	式	1.000	
水位計ケーブル配線工	CVVS-1.25sq-2C	式	1.000	
水温計ケーブル配線工	CVVS-1.25sq-12C	式	1.000	
ブルボックス設置工	既設利用, 600×500×300	個	1.000	
屋外端子箱設置工	既設利用, 255×200×127	個	1.000	
水位計設置	水晶式水位計, センサー保護管含む	式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
6. 産業廃棄物処理工				
(1) 産業廃棄物処理工				
産業廃棄物運搬費	水密ゴム	日	1.000	
産業廃棄物処分費	廃プラ(水密ゴム)	ton	0.330	

鹿妻穴堰頭首工 管理項目表

別紙－6

[illegible]

鹿妻穴堰頭首工 管理項目表

局名（施設区分）	施設区分	管 理 項 目	設 置		データ入出力受け渡し条件						伝 送			現 場（機側）		用 水 管 理 所																	インターネット				備 考																			
			台 数	合 計	入出力信号	桁数	最小単位	計測範囲 〔設定範囲〕	直 送	搬送		現場操作卓				大型表示装置		表示操作端末			カメラ操作端末		警報器		情報処理							外部端末																								
										T M	T C	表 示	操作・制御	表示	操作・制御	表示	操作・制御	表示	操作・制御	警報出力	可聴警報	演算処理		自動制御処理		記録処理			ガイダンス処理	その他の処理			表示		操作・制御																					
																						デジタル（数値）	アナログ（映像を含む）	ランプ（表示灯）	警報音	手動操作	手動設定値制御	デジタル（数値）		アナログ（計器形）	デジタル（数値）	アナログ（計器形）	手動操作	手動設定値制御		カメラ映像		手動操作	プリセット操作	監視ランプ	可聴警報	演算処理	集計値処理	監視処理	自動制御処理	操作量演算処理	日報記録	月報記録	通報警報記録	操作記録	メール配信	デジタル（数値）	アナログ（計器形）	シンボル	手動操作	手動設定値制御
		土 砂 吐 ゲ ー ト 全 閉	1	1	1	接点				○					○			○																	○																					
2. 龍妻穴堰頭台工		土 砂 吐 ゲ ー ト 電 源 入	1	1	1	接点				○					○			○				○	○												○																					
		土 砂 吐 ゲ ー ト 故 障	1	1	1	接点				○								○				○	○											○																						
		取 水 ゲ ー ト 機 側	1	1	1	接点				○						○			○																	○			取水ゲート1, 2, 3																	
		取 水 ゲ ー ト 遠 方	1	1	1	接点				○						○			○																	○																				
		取 水 ゲ ー ト 開 中	3	1	3	接点				○						○	CH			○	○			○											○																					
		取 水 ゲ ー ト 閉 中	3	1	3	接点				○						○	CH			○	○			○											○																					
		取 水 ゲ ー ト 全 開	3	1	3	接点				○						○			○	○			○													○																				
		取 水 ゲ ー ト 全 閉	3	1	3	接点				○						○			○	○			○													○																				
		取 水 ゲ ー ト 電 源 入	3	1	3	接点				○						○			○	○			○													○																				
		取 水 ゲ ー ト 故 障	3	1	3	接点				○						○			○	○			○												○																					
		H 標 取 水 量	1	1	1	BCD4桁	4	0.01m3/s	0～99.99	○	○					○			○																	○																				
		流 量 設 定 値 ア ン サ	1	1	1	BCD4桁	4	0.01m3/s	0～99.99	○	○					○			○																	○																				
		予 備 発 電 運 転	1	1	1	接点				○						○			○																	○																				
		予 備 発 電 故 障	1	1	1	接点				○						○	BZ			○			○	○											○																					
		予 備 発 油 面 低 下	1	1	1	接点				○						○	BZ			○			○	○											○																					
		受 電 発 商 用 電 源 断	1	1	1	接点				○						○	BZ			○			○	○											○																					
		受 電 発 受 配 電 設 備 異 常	1	1	1	接点				○						○	BZ			○			○	○											○																					
		扉 開	1	1	1	接点				○						○	BZ			○			○	○											○																					
	現 場 操 作 卓 異 常	1	1	1	接点				○						○	BZ			○			○	○											○																						
	T M ・ T C 子 局 装 置 異 常	1	1	1	接点				○						○	BZ			○			○	○											○																						
	入 出 力 中 継 装 置 異 常	1	1	1	接点				○						○	BZ			○			○	○											○																						
	有 線 警 報 装 置 異 常	1	1	1	接点				○						○	BZ			○			○	○											○																						

鹿妻穴堰頭首工 管理項目表

局名 (施設区分)	施設区分	管 理 項 目	設 置		データ入出力受け渡し条件				伝 送		現 場 (機側)				用 水 管 理 所																インターネット				備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			台 数	合 計	入出力信号	桁数	最小単位	計測範囲 〔設定範囲〕	直 送	T M	T C	現場操作卓				大型表示装置		表示操作端末		カメラ操作端末		警報器		情報処理								外部端末																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
												表 示	操 作・制 御	手 動 操 作	手 動 設 定 値 制 御	デ ジ タ ル (数 値)	ア ナ ロ グ (映 像 を 含 む)	ラ ン プ (表 示 灯)	警 報 音	手 動 操 作	デ ジ タ ル (数 値)	シ ン ボ ル	表 示	ア ナ ロ グ (計 器 形)	シ ン ボ ル	手 動 操 作	手 動 設 定 値 制 御	表 示	操 作・制 御	カ メ ラ 映 像	手 動 操 作	プ リ セ ッ ト 操 作	警 報 ラ ン プ	可 聴 警 報		演 算 処 理	集 計 値 処 理	警 報 処 理	自 動 制 御 処 理	操 作 量 演 算 処 理	日 報 記 録	月 報 記 録	通 報 警 報 記 録	操 作 記 録	カ イ ダ ン ス 処 理	其 他 の 処 理	メ ー ル 配 信	表 示	ア ナ ロ グ (計 器 形)	シ ン ボ ル	手 動 操 作	手 動 設 定 値 制 御																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

中央管理所、現場操作卓から放送可能とすること。

鹿妻穴堰頭首工 管理項目表

[illegible]

鹿妻穴堰頭首工 管理項目表

局名 (施設区分)	管 理 項 目	設 置		データ入出力受け渡し条件				伝 送		現 場 (機側)			用 水 管 理 所																インターネット				備 考																	
		台 数	合 計	入出力信号	桁数	最小単位	計測範囲 〔設定範囲〕	直 送	搬送		現場操作卓			大型表示装置		表示操作端末		カメラ操作端末		警報器		情報処理								外部端末																				
									T M	C	表 示	操作・制御	表示	表示	操作・制御	表示	操作・制御	監視出力	演算処理	自動制御処理	記録処理		操作記録	その他の処理	表示	操作・制御																								
																					デジタル(数値)	アナログ(映像を含む)					ランプ(表示灯)	警報音	デジタル(数値)	アナログ(計器形)	シンボル	デジタル(数値)		アナログ(計器形)	シンボル	手動操作	可聴警報	監視ランプ	集計値処理	監視処理	自動制御処理	操作量演算処理	日報記録	月報記録	通報警報記録	メール配信	デジタル(数値)	アナログ(計器形)	シンボル	手動操作
2 鹿妻穴堰頭首工	遠 隔 自 動 S W ア ン サ	1	1	1	接点				○			○			○					○	○		○				○										○													
	遠 方 手 動 S W	1	1	1	接点					○				○				○											○																					
	遠 方 手 動 S W ア ン サ	1	1	1	接点					○			○								○	○			○																									
	遠 方 設 定 値 S W	1	1	1	接点						○			○																																				
	遠 方 設 定 値 S W ア ン サ	1	1	1	接点					○			○								○	○			○																									
	1 号 S W	1	1	1	接点						○																																							
	1 号 S W ア ン サ	1	1	1	接点						○			○								○	○			○																								
	2 号 S W	1	1	1	接点						○																																							
	2 号 S W ア ン サ	1	1	1	接点						○			○								○	○			○																								
	3 号 S W	1	1	1	接点						○																																							
	3 号 S W ア ン サ	1	1	1	接点						○			○								○	○			○																								
	開 S W	1	1	1	接点						○																																							
	開 S W ア ン サ	1	1	1	接点						○			○								○	○			○																								
	開 S W	1	1	1	接点						○																																							
	開 S W ア ン サ	1	1	1	接点						○			○								○	○			○																								
	停 止 S W	1	1	1	接点						○																																							
	停 止 S W ア ン サ	1	1	1	接点						○			○								○	○			○																								
	非 常 停 止 S W	1	1	1	接点						○																																							
	非 常 停 止 S W ア ン サ	1	1	1	接点						○			○								○	○			○																								
	流 量 設 定 値	1	1	1	接点						○				○																																			
	流 量 設 定 値 ア ン サ	1	1	1	接点						○			○								○	○			○																								
	設 定 S W	1	1	1	接点						○																																							
	設 定 S W ア ン サ	1	1	1	接点						○			○								○	○			○																								
	起 動 S W	1	1	1	接点						○																																							
	起 動 S W ア ン サ	1	1	1	接点						○			○								○	○			○																								
	解 除 S W	1	1	1	接点						○																																							
	解 除 S W ア ン サ	1	1	1	接点						○			○								○	○			○																								

鹿妻穴堰頭首工 管理項目表

[illegible]

運転操作要領

1. 運転監視操作の概要

(1) 運転監視操作

本ゲート設備は、中央管理所からの遠方監視操作、頭首工管理棟操作室の自動制御盤から遠隔監視操作による単独操作及び自動操作、頭首工操作室の機側操作盤からの単独操作及び自動操作とする。

(2) 運転監視操作の優先順位

運転監視操作の優先順位は、単独操作、自動操作の順とする。

2. 運転監視操作の内容

(1) 単独操作

単独操作は、各々のゲートについて運転操作員がその動作を確認しながら運転する方式である。

(2) 自動操作

1) 土砂吐ゲート、洪水吐ゲート

自動操作は、河川上流水位が設定水位を超えないように 3 号堰柱に設置した水位計の計測値を受けて河川水位に応じて、土砂吐ゲート及び洪水吐ゲートを自動的に開する制御方式である。

2) 取水ゲート

自動操作は、取水ゲート自動制御盤で設定した取水量を保つように取水路に設置した水位計の計測値を受けて、取水量に応じて取水ゲートを自動に開閉する制御方式である。

3. 各ゲートの動作

(1) 取水ゲート

1) 取水ゲート自動制御盤で設定した取水量となるようにゲートの開閉を自動的に行う。

2) 運転順序は、運転順序切替スイッチにより以下の選択が可能とする

なお、ゲート下端が水面を上まわった時は、ゲートは全開まで連続上昇する。

①選択 開順序 1 号ゲート→2 号ゲート→3 号ゲート

閉順序 3 号ゲート→2 号ゲート→1 号ゲート

②選択 開順序 2 号ゲート→3 号ゲート→1 号ゲート

閉順序 1 号ゲート→3 号ゲート→2 号ゲート

③選択 開順序 3 号ゲート→2 号ゲート→1 号ゲート

閉順序 1 号ゲート→2 号ゲート→3 号ゲート

3) ゲート開度ごとの取水量表を作成し、ゲート開度による取水量に対して流量計の値が極端に低い場合は、流量計の不良と判断し、故障表示及び自動操作を停止する。

4) 洪水時は、運転操作員により単独操作で全開する。

(2) 土砂吐ゲート

1) 河川流量が増水し、河川上流水位が設定水位以上となった時は、土砂吐ゲートを中間開度（開度 4. 0 m）まで上昇させる。

- 2) No. 2 洪水吐ゲートが中間開度となっても、設定水位以上となった時は、自動的に土砂吐ゲートを全開する。

(3) 洪水吐ゲート

- 1) 土砂吐ゲートが中間開度（開度 4.0 m）となっても、なお、河川上流水位が設定水位以上となった時は、No. 1 洪水吐ゲートを中間開度まで上昇させる。
- 2) No. 1 洪水吐ゲートが中間開度となっても、なお、河川上流水位が設定水位以上となった時は、No. 2 洪水吐ゲートを中間開度まで上昇させる。
- 3) No. 2 洪水吐ゲートが上昇中に河川上流水位が設定水位以下に低下しても中間開度まで運転を継続する。

ゲートが中間開度となった時、河川上流水位が設定水位以下であれば、次の制御に移行せずに待機状態とする

- 4) No. 2 洪水吐ゲートが中間開度となっても、なお、河川上流水位が設定水位以上となった時は、以下の順番でゲートを制御する。

①土砂吐ゲートを全開する。



②No. 1 洪水吐ゲートを全開する。



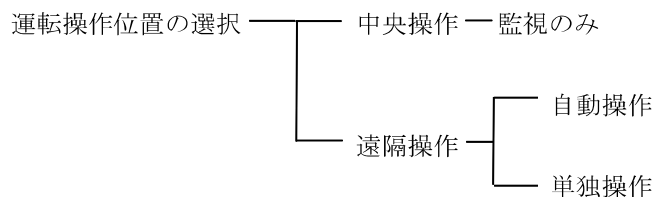
③No. 2 洪水吐ゲートを全開する。

ただし、一門が全開に達した時点で河川上流水位が設定水位以下となった時は、次の制御に移行せずに待機状態とする。

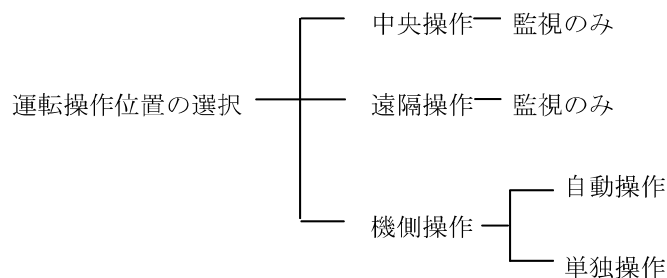
- 5) 自動運転中に当該ゲートに故障があった場合は、次のゲートに移行する。
- 6) 洪水後の操作は、運転操作員による単独操作により洪水前の状態に各ゲートを操作する。

4. 操作場所と運転監視操作

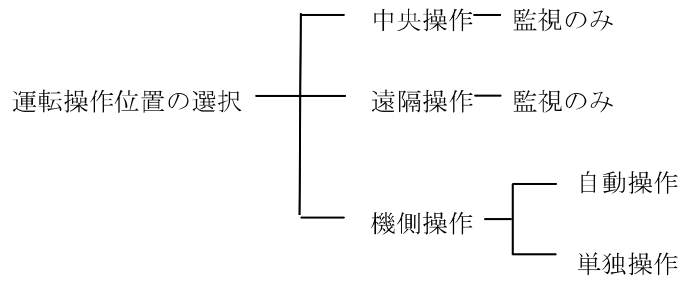
(1) 取水ゲート



(2) 土砂吐ゲート



(3) 洪水吐ゲート



5. 保護警報

異常状態を機側操作盤及び遠隔操作盤に表示するとともに、ベル警報を発するものとする。

保護項目

非常停止

接点溶着

保護継電器動作

非常上限

ワイヤロープ弛み

ワイヤロープ過負荷

漏電

6. 水位、流量の計測

(1) 河川水位

河川水位は取水口上流部に設置された水晶式水位計により計測した信号を受け、ゲートの自動操作を行うとともに、機側操作盤及び遠隔監視操作盤に水位を表示するものとする。

(2) 取水量

取水量は鹿妻本堰に設置した超音波式流量計により計測した信号を受け、機側操作盤及び遠隔監視操作盤に取水量を表示するものとする。